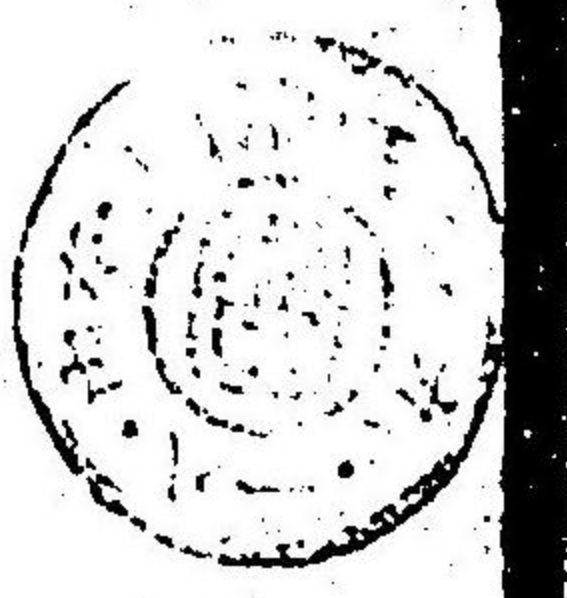




功

酒



新

可
心
子
及
日

書
樓
人

序

予や思ふ所あり、明治二十六年六月、孤劍飄然支那に遊
ふ、北は北京を窺ひ、南は南京を覩る、漫遊一ヶ年、歸裝已
に成り途次上海に出つ、會ま説を成す者あり、曰く、日本
人某暹羅政府より土地を借る、其面積頗る大、以て千民
を殖すべし、契約書現に渠の手に在りと、予廻ち往て其
門を叩く、已に去れり矣、是に於て更に香港に涉り之を
質たす、較や信すへき所あり、因て直ちに航して暹羅に
臻る、眞なり、方に是れ二十七年の六月なり、是より南船
北馬探檢視察すること一年有餘、抑も暹羅の國たる氣

候炎熱、土地肥沃、良穀野に満ち、佳樹山を蔽ふ、已に天産物に富み、又氣候炎熱、是を以て人民情弱絶へて物を作るの道を知らず、製作の品悉く海外より來る、其價頗る昂、試みに市街を散歩すれば賣るものは擧な外國人、買ふものは盡く暹羅人、主客轉倒も亦孔たしと謂つべし、審かに其賣品を察するに、雜貨は日本の品十の七に居る、而して皆支那人の手に憑て之を鬻けり、是に於て予初めて筆硯を投して牙籌を把るの念起る、二十八年九月歸朝之を知友に詢り、其年の十一月貨物を携へて暹羅に涉り、盤谷府プレントラウオン街に一の雜貨店を

開けり、之に額して圖南商會と云ふ、翌二十九年五月歸朝、更に資本を増加し、全年十月チヨルンクルン町に轉せり、現住の地是なり、今の商會は洵に微なり、寔に小なり、是より鵬翼萬里圖南の志を成さんとす、日清兵を構へて以來、人心頻に外に嚮ふ、矧んや又航海獎勵法の之を助くるものあるに於てをや、是時に當て南天の樂土たる暹羅國の事情を社會に示すは、則ち是れ薄か商會が國に罄くすの微衷なり、盖此本を讀む者、其天産の豊穰を見ては垂涎すへく、其元氣の消耗を見ては落涙すべし、落涙する者は往て助け、垂涎する者は往て取れ、

圖南商會主人
阿川太郎誌

暹羅王國 目次

第一	緒言	一頁
第二	王國の歴史	四
第一	太古の歴史	四
第二	第一王朝	七
第三	第二王朝	一二
第四	第三王朝	一四
第五	盤谷府の創定	一八
第三	暹佛事件	二二
第一	事件の顛末(コトマ島の戦、メナム河口の戦、談判の顛末)	二二

第二 支那人の暹清同盟論……………三八

第三 米國人の暹英同盟論……………四四

第四 今日の暹羅……………四八

第一 地理(位置、地勢、面積、人口、暹羅灣の風と天氣、暹羅灣の潮流、盤谷府、メナム河)……………五〇

第二 政治(政躰、大臣、行政區畫、兵備、財政、幣制)……………六〇

第三 物質的文明の進歩(貿易の進歩、鐵道の企畫、船舶、電信、郵便、鑛山等其他百般文物の改良進歩)……………六六

第四 英國人の暹羅實業觀(暹羅に起すべき三事業、精米輸出業、チーキ材輸出業、胡椒輸出業、其他の輸出品、輸入貿易業、鐵道及其他の事業、中等以下の人民の職業)……………八二

第五 精神的文明の進歩(奴隸制度の禁止、教育の進歩、宗教の進歩、文學の勃興)……………一〇一

第六 社會國王の誓言と宮中、暹羅の三大禮式、貴族の生活、平民の生活、諸種の蠻風)……………一一三

第五 日暹間の交渉……………一二三

第一 維新前の交渉……………一二三

第二 山田長政傳……………一三〇

第三 明治の交渉……………一三七

第六 將來の暹羅……………一五七

附 録

暹羅渡航者案内

第一 渡航券	一
第二 税關検査	一
第三 便船の順路	二
第四 航海日數	二
第五 渡航費用	三
第六 携帯すべき必要品	五

暹羅王國目次 終

暹羅王國

圖南商會編纂

第一 緒 言

東より開けて西に入りたる文明の力は、再び東に還り來れり、歐洲の勢力は、漸く亞細亞を壓せんとす、英國は印度、緬馬を取り、佛國は安南、東京を奪ひ、露國は西比利亞より手を滿州に延ばせり、而して彼等の志望は、更らに東洋諸國を併呑するに在り、此時に當りて、東洋に國するもの、豈一致協力して、彼等の暴慾を制するの策なくして可ならんや、

今や東洋に於て眞の獨立國たる者、日本及び支那の兩國あるのみ、半獨立國として生存する者、尙暹羅と朝鮮の兩國のみ、獨立國は益々其基礎

を鞏固にせざる可らず、日清戦争の如き唯一時の驟雨のみ、兩國の交締更らに之に依りて親密を増さざるべからず、半獨立國に至ては、實に日清兩國の扶助して以て其亡滅を救ふべき者也。

抑も人類は平等にして、世界は世界の世界也、ビータルの暴慾は其意氣壯なるが如しと雖も、人生の大義を顧みざるの罪恕すべからず、人を救へよ、國を亡ぼす勿れ、總ての人に總ての自由を與へよ、總ての人を博く愛せよ、總ての國を獨立せしめよ、總ての國民に平等なる地位を與へよ、是れ余輩の理想なり、之に反する者は余輩の公敵也。

「世界の二字は余輩をして故郷の如く慕はしむ、憐れむべき歐洲の慾に迷へる國民を悟らしめ、此暴慾の犠牲となれる、更らに大に憐れむべき國民を救ふ事は、余輩の天職也。

既に歐洲人の暴慾の犠牲となれる者を救はんと欲せば、先づ將さに犠

牲とならんとせる累卵の國民を救はざるべからず、

余輩が日本文を以て、暹羅王國を著はして、暹羅の國情を説くは、實に憐れむべき彼女を亡滅より救はんが爲め也、義侠なる日本國民の注意を彼女に傾けしめんが爲め也、

其歴史は如何、其今日の國勢は如何、其將來は如何、余輩は今余輩が此等の問題に付て研究したる結果を公表せん、

第二 王國の歴史

暹羅王國に歴史なる者なし、多少の記録なきに非ずと雖も、多くは荒唐無稽取るに足らず、外國人の暹羅に付て記する所の者、亦臆斷の弊を免れずして、之に依りて事實の真相を認め難し、唯パレゴイ僧正の「暹羅史」とプレバド、ソムデツチ、ブラ、パラメンドル、マハ、モンクト王(今王の父)の著書は聊か参照に價あるのみ、

太古の歴史は漠として今考覈し難き者多し、眞の歴史は西曆千三百五十年、アユチャの都の建設に始まる、然れども遠く溯りて之を釋ぬれば、傳説は西曆紀元前五百年に至れり、

第一 太古の歴史

昔時釋迦如來と同時代に、暹羅の北方の山林に、二人の婆羅門僧の隱遁

したる者あり、一人をサトザナタイと云ひ、他をシチモンコンと云ふ、共に百五十才の高齡を保ち、曾て世に在りし頃は、其多くの子孫を集めて、七個の城壁ある小市街をも作りし程の賢才なりしが、其後如何に浮世をや觀じけん、塵を山林に避けて、天然の悠久を樂しむの人となれり、西曆紀元後五十年の頃、此二人の隱者が集めたる人の子孫は、パタマラットなる者を王と戴き、一個の市街を作りぬ、名けてサンカロク、又はサヴァンテ、ヴァロク市と云ふ、而してパタマラントは此外別に三個の市街を作りて、以て其三子に頒ち、其長子はハリブンザイ市に、次子はカムボザ、ナコン市に、三子はフェザブンの市に封したり、此四個の王統は、殆んど五百年間、其各地方を支配して、天下泰平の時代を作りしが、サンカロクと云ひ、ハリブンザイと云ひ、カムボザと云ひ、フェザブンと云ひ、皆今のメナム河の上流に沿へる、北方の谿谷中に作ら

れし市街なり、

かくて西曆紀元五世紀の中年に至り、フラ、ルアングと云へる一人の豪傑出でぬ、此王天資英邁、才文武を兼ね、文字を作り、曆日を定め、支那皇帝の女を得て之を娶り、文徳領内を化し、武威四隣に振ふ、王又一匹の黒牙の白象を愛し、之を國寶として衆に誇れり、是れ或は後世暹羅國々旗に白象を附するの起原ならん、王は又自ら暹羅國の歴史を記して、之を天孫人種の如く稱せるが、暹羅國人は彼を紀念する者の如く、彼の降世の年を以て紀元となし、彼の定めたる曆日を以て、暹羅國の曆となし、今尙之を通用せり、

フラ、ルラング王の後、代々相受けて、ファヂア、ウトン王に至る、北方カムボヂアを支配する事七年、偶々熱疫の流行あり、王之を避けて南方に走り、遂に地味豊饒にして魚介に富める一樂境を發見し、大に喜び、其人民

を率ゐて此處に移住し、都をメナム河中の一島に定め名けて、クラング、テフ、マハ、ナコン、シアヂエタマアと云ふ、即ち鬼神と雖も之を動かす能はざるの大都と稱せし也、是即ち今アエチアと稱する暹羅の舊都にして、此移住の時は西曆千三百四十九年、暹羅紀元七百十一年なりき、

第二 第一王朝

ウトン王は、愈々都をアエチヤに定めしが、其建築に付ては、先づ易占官に諮問したり、易占官は乃ち恭しく天文を見、運氣を考え、奏して曰く、大都御創定の御一事、至極の御事と存じ奉れども、其御建築は暹羅曆七百十二年五月六日午前第四時十分に御土臺を固めさせられて、然るべう存じ奉ると、乃ち其奏旨に任して、之に着手したるが、宮殿は三個所に作られ、王の所領として廣大なる地域は決定せられぬ、マラツカ、テナナセ、レム、瓜哇等皆其中に在り、而して王自ら、フラ、ラマチ、ボヂ (Pha-Rama-thi-

Bohi)の位に上り、在位二十年にして死す、諡してソムデツチ、ブラ、ライマ
 ア、チボウヂー第一世と稱す、暹羅國の曆日はアラ、ルアングの創製に係
 るを以て、暹曆の紀元はアラ、ルアングの時代に在るも、王朝の紀元は此
 アユチアを建設したるウトン王に始まり、王を第一世として數へて、以
 て今日の王に至る、其間朝を代ふると四朝なるも、王代は現國王に至る
 迄通じて四十世也、

ウトン王の子、ソムデチ、アラ、ラム、ズアン立て位に即きしも、在位僅かに
 一年にして、皇族ソムデツチ、アラ、ボロマ、ラチア、ツラアトの爲めに廢せ
 らる、ラム、ズアン遺恨骨に徹し、臥薪嘗膽の苦を忍びて、時機の至るを待
 つ、既にしてラチア、ツラアト王死し、位を其子チヨウ、ウートンランに讓
 るや、機を得たるラム、ズアンは、憤然として事を擧げ、ウートンランを殺
 して、以て第五世の王となる、

其後相承けて十四世に至る、十三世の王は十四世の兄なりしが十四世
 を殺して、十四世の子アラ、ヨート、アアの年齢僅かに十一歳なるを立て
 王となす、然るに在位二年半にして、ソ、ワラウオン、グサー、チラートな
 る者、叛逆を企て、此十五世王を殺し、自ら王位を取ると五ヶ月に及び、
 然れども、クン、ビレナテツプなる者、義兵を起してチラートを殺し、十六
 世の王となれり、而してビレナテツプの子ソムデチ、アラ、マヒント、ラチ
 ア、チラートの立て十七世の王となるや、其翌年ベギユ一軍の來襲に會
 したり、

時は西曆千五百五十七年、即ち暹曆九百十八年ベギユ一王チヤムナ、ヂ
 スコツプなる者、暹羅國の微弱を聞きて、之を奪はんと欲し、ベギユ一人、
 緬馬人及び北方の暹羅人を以て組織したる、無數の軍隊を率ゐ、大舉し
 てアユチアを襲撃したり、時に北方暹羅の知事は、マハ、タマ、ラヂアと稱

し、十六世王の女婿、十七世王の義兄弟なりしが、ベギエーの大軍に避易して、速かに降参の白旗を挙げしかば、潮の如き大軍は直ちにアエチアを圍み、三ヶ月にして暹羅王を降したり、然れどもベギエー王は殿に兵を戒めて、毫も市民を犯かすことなく、極めて穩かにアエチアを受取り、暹羅王及び貴族は之を捕虜として、ベギエーへの土産となし、マハ、タマ、ラヂアに托して、暹羅國の政を司らしめ、其長子アラ、ナレットを質に受取りて、其大軍をベギエーに引返へしたり、

かくて暹羅國は、數年間ベギエーの屬國となりて、貢租を收めしが、英邁なるチャムナ、ヂスコツア王の死去して、其子の即位する混雜の際、質としてベギエーに在りしナレットは、其家族と共に、監守の目を偷んで、ベギエーを逃れ出でぬ、之を聞きたるベギエーの新王は、大に驚き、急にナレットを追捕すべき兵を送れり、ナレットが緬馬のシトノ河を渉る頃

には、早や追手の大將の後方に叫ぶを聞きぬ、ナレット最早や必死の勢なれば、首を回らし、撈へたる弓に矢番え發止と射たるに、睨ひ違はず、象に跨れる大將は、地に落ちて死し、隙を得たるナレットは辛ふして、アエチアに歸りぬ、

ベギエーの新王は大に怒りて、問罪の兵を出せり、待ち設けたるナレットは、自ら兵を督して之を邀撃し、再三の戦争に悉くベギエー軍を撃破せしかば、遂に暹羅國の獨立を回復するを得たり、而して、マハ、タマ、ラヂアの死後、ナレットは暹羅國王の位に上り、十九世の王となりしが、此王は獨り武威の外患を制するに足る者ありしのみならず、又能く内治の術を得たり、

ナレット王の死後、其弟エカタサロットは王位を襲ぎぬ、是れ彼がベギエーとの戦争に、兄を助けし功績あればなり、然るに彼は不幸にも中途

精神病に罹りしかば、貴族等相謀りて之を廢し、新にアラ、シリ、シン、ニモンタムなる者を僧籍より起し、戴て王位に就かしめたり。時に千六百三年なり、然れどもウットン王統は茲に絶えずしてエカタサロツトの子チヨウ、ファ、スリサワパークなる者、頻りに王位の恢復を謀り、千六百八年に至りて終に王位を稱せしが、一年二月にしてニモンタムに殺されたり。於是乎ウットン家の王統は絶えたり、千三百五十年高祖ウットンが都をアユチアに創定してより、千六百十年に至る迄、正さに二百六十年、一人の叛逆者が少間王位を犯かせしを除き、王統相承くる廿一世にして亡ぶ。

第三 第二王朝 (後章山田長政傳參照可)

アラ、シリ、シン、ニモンタム王は、第二王朝の第一世にして、アユチアの東方に在る有名なるアラバスの麓に於て、釋迦如來の足迹を發見したる高僧なりければ、立て第二十二世の王となるや、人民の渴仰隨喜は一

ど方ならさりき、山田長政は實に此王の時に來りて威名を輝かせしなり、而して此王は在位二十六年にして其位を其子アラ、チエタア、チアイト、チタロツトに譲りしが、時の宰相チヨウ、アラヤ、カラホーム、スリスリウオングの權力強大にして王は之を制する能はざりき、チタロツト王はスリスリウオングを忌憚すると甚しかりしかば、スリスリウオングは終に王を殺し、其弟アラ、アイタヤウオングを立て王としたり、チタロツト王の在位僅かに一年七月にして、アイタヤウオングは時に年齒九歳の少年なりき、九歳の少年素より何事をも爲し得ざれば、實權は全くスリスリウオングに在りしが、アイタヤウオング王位に在ると五ヶ月にして、貴族等相謀りて之を廢し、スリスリウオングを推戴して名實共に全きの王とせり、於是乎第二王朝は亡びて第三朝となる、時に西曆千六百三十一年、

暹曆九百九十二年なり

第四 第三王朝

スリスリウオンク立て第三王朝の基礎を定め、二十五世の王となり、在位二十六年にして位を其子チヨウ、フアチヤイに譲れり、然るにフアチヤイ王は在位九ヶ月にして、ブラ、スリスタマ、ラアチアに殺され、ラアチア自ら二十七世の王となる、二十五世の子にして二十六世の弟なるソムアツチ、ブラ、ナライ奮て義兵を起し、ラアチアを殺して自ら王位に上る、ラアチア位に在ると二ヶ月半、

二十八世の王ナライは、第三王朝中の英主にして、此王の在位二十六年間は國中静謐なりき、然れども此王は天資濶達にして其品行を修むる能はず、多くの婢妾を蓄えたる上尙支那雲南の王女と私通して一子を生み、ナイ、ヂユアと名つけぬ、王は之を其臣ピア、ベチア、ラヂアに托せし

が、成長の後王位を望むの志あり、ナライ王死するや事を起し、太子を殺し、先づ其養父ピア、ベチア、ラヂアをして王位に即かしめ、此人王位篡奪者を以て目せらる、自ら宰相となりて政を執ると十五年なりしが、ピア、ベチア、ラヂアの死するや、自ら立ちて王位に即きぬ、其二子及び二孫皆相承けて王となる、

ナイ、ヂユアの二孫中、若き者先づ立て王となり、位に在る事僅かに十日にして、之を兄に譲り、身は佛門に歸依して、後生を祈りぬ、而して其兄なるチュ、チウファ、エカヅワツト、アヌラツク、モントリ立て三十四世の王となるや、恐るべき緬馬軍の來襲に會したり、

時は千七百五十九年、緬馬王ムエンクラング、アロロング、バライヂ、大軍ヲ率ゐて、三道よりアユチアに押し寄せたり、モントリ王は元來臆病の性なりければ、之を防ぐの意なくして、速かに降参すべしと申出せしが、

大臣等は何れも國を重んずるの勇士にして、決して王命を奉せず、急ぎ領内の人民を招集し、部署して四方の城門を堅めしめたり、小戦は乃ち幾度か試みられぬ、然れども烏合の衆を以て、一時に組み立てたる暹羅の軍隊は、精銳なる緬馬軍の敵に非りき、兎角に一騎打ちの功名にのみ逸りて、隊伍の駈引き整はねば、其旗色宜しからず、一步退き、二步退き、一壘陥り、二壘陥り、千七百六十五年に至りて、アユチャ城は重圍の中に陥りたり、然れども強硬なる暹羅國の大臣等は、毫も之に屈せず、義に死するの決心を以て、防禦の力を致しけるが、日を経月を越え、春往き夏去り、秋過ぎて嚴冬再び春と化する迄、兩軍對峙して圍みを解く由もなかりき、偶ま緬馬軍の大將マハ、ノラタ病で死しければ、此機に乗じて重圍を解かんと務めしに、彼方には早くも兵法に通じたる大將のノラタに代りて、總軍を指揮する者ありて、毫も軍氣の沮喪を見ざりしかば、二年間重

圍を支えたるアユチャ城も、憐れ、今は早や堪え難くぞ見えける、千七百六十六年の雨季は去て、晴天の氣候は來れり、城外の濠は漸く其水量を減じぬ、翌六十七年の三月、時機の到來を見たる緬馬軍は、濠を涉りて壁を攀ぢぬ、城門は毀たれたり、アナヤと言ふ間もあらせず、潮の如き大軍はアユチャ城内に侵入したり、當時緬馬軍の中には、多くの盜賊加はり居りければ、アユチャ城の陥落するや、城内に入り込みて、縦横無盡に暴行を働き、爾來殆んど二年間、市街を毀ち、市民を苦しめたり、而して緬馬軍亦彼等の横暴を制する能はずして、其軍を本國に引き上げてより、アユチャは全く盜賊の巢窟となり、

千三百五十年五月、ウトン王都を茲に創定してより、千七百六十七年三月、アユチャ城陥落に至る迄、正さに四百十七年、王統三を代へ、第一の王

朝は十九王(内一王二度王位に上る)と一篡奪者、第二の王朝は三王、第三の王朝は九王一篡奪者を戴きしが、誠に榮枯盛衰は人世の常なるかや、年月と共に開きし燦爛たる文物、一朝の嵐に荒らされて、今は光彩もなき一小都となり、唯舊都の名のみぞ哀れに残りける、

第五 盤谷府の創定

盤谷府の創定者は、ピン、タットと稱する支那人なり、支那人は彼をチア、シン、タット、又はチユアットとも云ふ、通常ピア、タクの敬稱を以て呼ばる、千七百三十四年三月を以て北方暹羅のパンタク村に生る、村は北緯十六度の處に在り、而してアユチア没落の頃、彼は齡三十三才なりしが、此時既に一個知名の人物なりし也、

彼は年尙若き時、タク府の副知事に任せられ、慧敏能く吏務を處し、名聲噴々たり、乃ち進んで其の府知事に任ぜらる、ピア、タクの敬稱、此時に起

る、
時の王モントリの宰相は、利を貪るの人なりければ、彼は巧みに之に阿媚し、賄賂を贈りて其意を迎えしかば、一躍して北方暹羅の西部諸州の首府たる、カム、チエン府の知事となれり、而して緬馬の大軍アユチア城に押し寄せたる時、彼は召されて閣議に参したり、
既にして緬馬軍の勢ひ猖獗なりければ、彼は城東防禦の大將として出陣せしが機を見るに敏なる彼は、アユチア政府の到底頼むに足らざるを看破し、其軍を率ゐて、暹羅灣の東岸なるカンタブリ(今のチャンタブン)に走りぬ、今の盤谷府は即ち之を基礎として起りし者なり、北緯十二度半、東經百一度二十一分、當時は未だ微々たる一村落に過ぎざりき、
彼は此處に多くの悍猛なる盜賊を集めて、一大軍隊を組織したり、同勢凡そ一萬人、何れも慍悍猛烈の勇士なりければ、茲に新たに獨立の旗を

押し立て、北はバングアラソイ王に結び、東南はカムボジア及び安南と平和條約を締結したり、

アユチアは彼の豫想せし如く、彼の三十三才の年に没落して、其市民の盜賊の害を避くる者、多くは彼の領内に逃れ來りぬ、彼の王國は乃ち漸く基礎を得たり、彼にして若し徐かに守成の計を成さば、其成功や疑ひなかりしならんに、惜しむべし、彼は之に満足せず、更らに重税を課して多くの寺院を作り、ロースより翡翠石の佛像を携へ來り、且つ一步を進めて、彼自身を以て佛に擬し、衆民をして自己を禮拜せしめんとせしかば、僧侶等大に其非禮を怒り、重税に苦しめる市民と謀りて、彼を殺さんと企てたり、彼は乃ち難を隣邦の寺院に避け、僧侶となりて一時を全ふしたり、然るにピア、タクの友として最も信任を得、終始其大業を翼賛したる、ボロマ、ラチャ、フラ、プタ、ヨトファなる者は、アユチアの貴族にして

其人物高尚なりければ、僧侶人民相謀りて之を王位に即かしめ、ピア、タクの再び事を舉げんとを慮り、人を遣りて之を殺したり、ボロマ、ラチャ、フラ、プタ、ヨトファは、即ち現今暹羅王の始祖にして、時に千七百八十二年、ピア、タクは行年四十八才にして殺され、ロースより齋らし來れる翡翠石の佛像は、今日王宮内の珍寶として、彼の紀念を殘し居れり、

第三 暹佛事件

歐洲諸國の東洋政略は、間隙もあらば乗じて、以て其所領を擴めんと伺へる也。千八百九十三年、佛國は暹羅と戦を交え、遂に暹羅全國の四分の一に當る土地を奪ひぬ。是れ暹羅近世の一大事件にして、又以て將來の運命を卜するに足る者なれば、殊に項を設けて之を詳説す。

第一 事件の顛末

暹羅國の東北に方り、メーコン谿と名くる、廣大の地域あり、メーコン河は支那人之を瀾滄江と稱し、源を西藏の山嶽に發し、蜿蜒八百哩を流下し、カムボヂアを経て海に入る大河なり、而して此大河に沿ふの地は、古昔よりロース人々に住居し、時に或は安南に貢せしとあるも、多くは獨立して隸屬する所なかりき、然るに今を距ると三十餘年前、暹羅人此地

に移住して、ロース人を驅逐し、爾後此地を領有したり、安南が佛國及び西班牙と戦端を開きしは、千八百五十九年なれば、暹羅人は恰も安南人の之を顧みるの違まなき時機に於て、ロース人を驅逐し、メーコン谿一帯の地を占領したりしなり、
然るに千八百八十七年に至りて、ホーと稱する蠻族は、上メーコン地方より出で、安南と東京の間に在る、トランニンを剽掠し、暴威を振ふて土人を苦しめしかば、土人は救援を暹羅國に求めたり、暹羅政府は乃ち速かに兵を出して、ホー蠻を平げ、其地に衛戍兵を置て、之を暹羅領と決定したり、於是乎、暹羅國の領する所は甚だ廣くなれり、メーコン河上に於ては、アンバラバンを占領し、東京の南疆に於ては、シェンヒエンアを占領し、安南の内部に於ては、ツौरヌ及びハイホー二港に商品を出すべき要路の諸口を占領し、メーコン海と支那海との間に在る山脈を取

りて、以て東京と安南の間を中斷するに至れり、是れ暹羅政府の霸氣勃々たりし時代の經略にして、此勢を以て進んで止まらずんば、暹羅は畏るべき一大王國となるべしと思はれたり、

既に東京地方一帯を領せる佛國は、暹羅の此勢力を見て容易ならざる事に思ひ、今に於て之を挫くの方法を講せざるべからずと考へ、外務大臣自ら議會に臨んで、暹羅人の舉動を詳細に報告し、遂に佛國の安南領を蠶食するの憂ひあるを論じたるが、殖民地の事に熱心ならざりし當時の佛國議會は、毫も之を念頭に介せざりき、然れども佛國々民の間には、此演説を聞て大にメーコン地方に注目する者を生じ、社を結び隊を組み、此地方に探檢旅行を企つる者少からず、殊にパーヒ氏一行の如きは、最も好結果を得て、貴重なる材料を政府に提供したり、佛國政府の準備は整ひぬ、一應は暹羅政府に申入れて、其何故に安南領

を侵略せる乎と詰責しぬ、暹羅政府は素より安南領に非るとを辨し、此安南領なるや否やを判定する爲め之を列國の仲裁々判に附せんとを申しぬ、佛國政府は之を承知すべくもあらず、左らばとばかり、千八百九十三年三月下旬、佛國兵を三隊に分ちて、直ちにメーコン谿地方に侵入せしめぬ、

第一隊はウヰレより發して、北の方ラコンに向ひ、五月下旬カムモンに至り、暹羅兵を脅迫して、其掲げたる國旗を撤せしむ、暹羅兵は其力の及ばざるを見て、守を撤して逃げ去る、

第二隊はホザンム及びチンホンの暹羅人を驅逐して、セパンに達し、又ソンコーヌの暹羅人を驅逐し、五月二十六日クンマラーに至る、

第三隊はメーコン河を上り、四月一日チョントレンを占領し、益々北に進んで、コーヌ瀑布に達し、四月四日コーヌ島を守れる暹羅人を撃て之

を放逐したり、

○ユーヌ島の戦

四月四日、暹羅人のユーヌ島を追はるゝや、數日を経て大舉して来て、同島を圍み、佛人の糧道を絶ちたり、佛の隊長トルー大尉は、メーコンの右岸に出でんとして、暹羅人の捕虜となれり、ブールシャン中尉、乃ちトルー大尉に代りて諸兵を指揮し、暹羅人の攻撃を防ぐ、佛兵力戦して死する者數人あり、暹羅人等佛兵の勇氣に恐れ敢て戦はず、唯糧道を絶ちて、之を苦しむるの策を取り、島を圍む事一ヶ月餘に至る、五月二十二日、佛のピエー大尉兵を率ゐて、ブノンベンより來りければ、暹羅人は忽ちユーヌ島の圍みを解て逃げ去れり、然れども暹羅兵は尙屈せざりき、メーコン河の西岸に壘を築き、再舉ユーヌ島を復するの計を畫したり、七月十四日に至り、ピエー大尉は諸隊

を指揮して進撃し、劇戦數刻の後、大に暹羅人を破り、悉く壘を抜き、暹兵三十三人を擒にし、小銃五十挺、大砲一門を奪ふ、暹羅人死する者甚だ多く、佛兵亦死傷六人ありき、佛國政府はユーヌ島の戦況報告に接しければ、直ちに盤谷駐割の佛國公使に命じて、暹羅國政府は何故にユーヌ島の佛人を苦しめたる乎を詰責せしめたり、素より暹羅國の占領地を奪はれし事なれば、暹羅國政府は昂然として此不當の詰責に抗辨すべきに、其弱き事羊の如く、忽ち佛國の威勢を畏怖し、答ふるに、佛人をユーヌ島に撃ちたる者は、ロース人にして暹羅人に非ず、故に暹羅政府は其實に任す可き者に非ず、又捕虜となしたる大尉トルーは之をロース人より受取りて、早速貴國に返還すべしとの意を以てしたり、佛國は先づトルー大尉を受取り、更らに迫りて曰く、汝の犯かせるメーコン地方は、明かに汝の領土に非ずして

安南に屬する者なるとを是認せよ」と然るに暹羅政府は依然として之に答えて曰く、此問題は列國仲裁々判の判定に任せんと。

○メナム河口の戰

かくて折衝未だ決せざるに、六月三日、佛國士官クロスグリンは、ケンチエツクに於て無慘なる最期を遂げたり、下手人は明かに暹羅人にして、佛國人が暹羅領を犯かすを憤り、排外の念禁する能はざるより、此舉に及びしなり。

佛國政府は最早や堪忍すべからずと、直ちに命を支那に在りし佛國軍艦に傳へて、之を柴昆に呼び寄せ、コーサミト及びコーロンク、シロームを占領せしめ、更らに暹羅灣の東部に在る諸島を占領せしめんとしたり。

此報を得たる盤谷府は震駭し、急に法律を定め、七月初旬以後、メナム河

に商船の外船舶の入るを禁じ、佛國公使にも亦此旨を通じたり、然れども佛國政府は最早や一戦なかるべからずと信じられたれば、アンコンスタン及びコンソットの兩艦を發して、既に暹羅に在りしル、ルユタン艦に合せしめ、アンコンスタン號とコンソット號は、七月十日に柴昆を發し、七月十三日の午後を以て、メナム河を遡り直ちにバクナム港に進入せんとせしに、暹羅の砲臺は、軍艦の入河を禁じたる處に来る佛國軍艦が憎ツくき振舞ひ、イテ暹羅魂を見せて呉れんと砲發したり、水先案内として佛艦の雇ひし佛國の商船、デアン、パチスト號は、砲彈に中りて將さに沈没せんとしたり、暹羅の砲臺及び軍艦の兵士は、其砲聲を打ち續けつゝ、急にデアン、パチスト號に乗り移り、物品を掠奪し、白象の國旗を其檣上に掲げて、以て分捕品たるの意を表したり、

時は既に夜に入りて、彼我を辨せざるに至れり、佛國の砲艦二隻は、案内

船を失ひたる上に、水陸の砲撃に會して、痛く苦しめられしが、毫も之に屈せず、直ちに砲門を開て之を脅迫しつゝ、河中に進入し、暹羅人の砲撃せざる處に到て碇泊したり、此戰に佛國人死する者三名、負傷者二名、暹羅人の死する者八名、負傷者四十一名、

○談判の顛末

事件は愈々困難となれり、七月二十日佛國公使バツ井は嚴重なる談判を始めたり、其暹羅政府に申込みたる條件の要領に曰く
暹羅政府がメナム河に軍艦の入るを禁じたる旨は、余より確かに砲艦司令官に通知したりと雖も、其通知書は未だ砲艦司令官に達せざるを以て、二隻の砲艦は、千八百五十六年の佛暹條約中の明文、佛國軍艦は暹羅政府に告げずして自在にメナム河に入るとを得、この規定に従ひてメナム河に至りし者なるに、之を直ちに破約者と見做し、其

事由をも告げずして、突然砲撃し、剩へマヤン、バチスト號を轟沈し、之に乗り移りて、其財を奪ひ、其檣上に白象の國旗を掲げしに至りては、實に佛國の躰面を侮辱したる者なり、故に我政府は國會の決議を経て、左の要求を提供す、

第一 メナム河左岸一帶の地は、カムボヂア、及び安南の所領たることを認むる事、

第二 償金三百萬フランクを拂ふ事、

第三 此事件を惹起せし暹羅國官吏を處刑する事、

四十八時間以内に、此決答をせらるべし、

暹羅政府は許議の上、佛國の要求を容れざるに決し、同二十二日を以て、斷然として之に答えて曰く、

第一 メナム河左岸北緯十八度に至る迄を安南に與ふべし、其餘

は之を與ふる能はず、

第二 第三の要求は之に應ずる能はず、

佛國公使バヅ非は此答辨を聞て、借ても猪口才なる申分かな、高が東洋未開の一小微弱國なるに、能くも我要求を拒絶したり、左らば目に物見せて呉れんど、二十五日アンコンスタン、コメット、ル、リュタンの三艦を率ゐて、コシチャンに駐屯し、メナム河口を封鎖し、更らに二十九日を以て、サミット島よりチャンタブーンに至る間を封鎖したり、暹羅の商業は之に依りて全く廢せざるべからざるに至れり、盤谷府は火の消えたる如くなれり、外國の荷物は一梱と雖も、盤谷府に入るを許されぬば、盤谷府は非常の恐慌を起したり、佛國軍艦が臆病なる盤谷府民を威嚇すべく放てる砲聲は、殷々としてメナム河口に轟きぬ、人心は恟々たり、皆な荷擔して立てり、

暹羅政府は切齒して、其無禮を憤ふりたれども、力の足らざれば、彼の不法なる要求を承諾して、國民の苦痛を救ふの外策なかりき、乃ち使を派して其要求を承諾す可ければ、速かに其封鎖を解かんとを、佛國公使に申込みたり、

佛國公使バヅ非は中々に頑として動かざりき、曰く佛國がメーコン河岸の地を受取るとを了る迄は、一切の封鎖を解かず、又チャンタブーンの封鎖は或る時期に至る迄之を解かずと、暹羅政府は唯々として其命ずる所を行ひぬ、メーコン左岸は渡されぬ、乃ち八月二日を以てチャンタブーンの外一切の封鎖を解かれたり、バヅ非公使は同月八日を以て再び盤谷府に入れり、彼か意氣揚々として驅る所の馬車は、往來の人目を惹きたり、佛國軍艦は同月十一日を以て凱歌を奏しつゝ、コシチャンを去れり、其意外の成功を誇れる國旗は、到る處に嫉視せられぬ、

佛國政府の全權大臣ル、ミルド、ヴヰレは八月十六日を以て、盤谷府に到着し、暹羅國全權大臣デヴァウオシグセ、ヴァロブレカアル親王と新條約締結の會議を開き、十月三日に至りて、最後の談判を爲したり、此日佛國軍艦アスピロ號はメナム河を遡りて、盤谷府に碇泊し、スツと言は、大臣公使其他を載せて歸らんと意氣込めり、外務省にはヴヰレ大臣、バヴ非公使と共にデヴァウオシグセ親王に向て、最後の決答を求めぬ、親王は最早や詮方なければ、佛國大臣の提供せる條約草案に悉く賛同し、之に調印したり、其條約明文に曰く

第壹條

暹羅政府は爾來メーコン河左岸一帶の地方及び河中の諸島に對する、總ての權利を抛擲す、

第二條

メーコン河上に、暹羅政府の兵力を置くことを禁ず、

第三條

バタンボンク州、及びシヤム、リープ、及びメーコン河右岸一帶暹羅内地に向ひ、二十五キロメートル間、暹羅政府の堡寨を設け兵船を置くことを禁ず、

第四條

第三條に規定せる場所には、地方警察に要する巡查の外、兵士らしき者を置くを禁ず、

第五條

第三條に規定せる場所と暹羅國との通商上の事に關しては、六ヶ月以内に更らに商議すべし、而して其商議に於て千八百五十六年の通商條約を改正すべし、

此六ヶ月以内に爲さるべき商議の成立する迄は、第三條に規定せる場所へ來る暹羅の物品に税を課せざるべし、

第六條

メーコン河の交通貿易發達する時は、佛領の人民が、其右岸に小舟を繋ぎ、且つ材木、石炭の倉庫を作るも暹羅政府は之を禁ずることを得ず、

第七條

佛國官吏の發行せし旅行免狀を有する佛國人、及び佛領人民は、第三條の規定の場所を自由に旅行するを得べし、

第八條

佛國はムオンナン及びコロラットに領事館を設置するの權利を享有す、

第九條

條約文面に於て、意味の紛争を生じたる時は、佛國文を正本として判斷すべし、

第十條

本條約は四個月内に批准を終るべし、かくて佛國は思ふ存分の勝利を占め、暹羅國の發達を妨害し、其廣大なる領土を奪ひ、更らに他日之を併呑するに便なる準備を整えたり、此事件の起るや、世界は英國に注目したり、英國は其利害を直接に受くべきを以て、必ず佛國の横暴を黙過せざるべしと思はれたり、然れども佛國の外交家は、暹羅乃至日本の外交家の如き幼稚なる者に非りき、巧みに英國を翻弄して、一語を其間に挟むを許さざりしのみならず、更らに計を立て、英國と共に暹羅を分割するの約束をなしたり、

左れば佛國は千八百九十五年を以てチャンタブーンの永久占領を布告し、英國は之と同時に、暹羅領馬來半島の一部を掠奪したり、

第二 支那人の暹清同盟論

上海に發刊する申報は、暹佛事件の起る當初五月下旬に於て、暹清の關係を説き、暹羅が清國に依頼せざるの愚を嘲りたり、此一篇則ち是也、

近來日報、屢々暹と法蘭西と交渉の事を記す、其說一ならず、大都法人暹を侵すの志あり、而して暹人法を畏るゝの心あり、現在尙未だ決裂を見ずと雖も、情形恐らくは將來必ず蠻觸の事あらん、夫れ暹羅も亦中國の藩屬たり、然れども安南と同じからず、安南の中國に屬服する者久し、漸被する者深し、現に且つ勢力の迫る所となり、僅かに其府を守る、

暹羅の入貢は、元の元貞年間より始まる、明の洪武に至り、使を遣はして朝貢金葉衣を進む、七年、九年、二十年、皆入貢す、二十八年内臣趙達、宋福等を使はし、暹羅をして其故王を祭らしめ、其嗣王に文綺を賜ふ、永樂元年使を遣はして、即位を賀す、是れより入貢絶えず、十七年に至り、使を遣はし、其國王を諭し、滿刺加を慰撫平定せしむ、滿刺加は即ち今の麻六甲、蓋し其の時暹人嘗て麻六甲を侵暴せしなり、十九年使を遣はし、方物を貢し、滿刺加を侵暴せし罪を謝す、正統より嘉靖に至るの間、入貢すると常期の如し、我朝鼎を定むるの後、貢職を定むる等尤も恭謹、乾隆年間、其の國緬甸に滅せらる、旋た即ち恢復す、故王後なし、大酋鄭昭を推立して長となす、昭は中國の人なり、厥の後其子華嗣て立つ、封して暹羅國王と爲す、相傳へて今に至る、蓋し暹羅の中國に於ける、隔つるに安南緬甸の兩國を以てす、華と境相接する者は、僅かに滇南邊徼の一隅、而して安南と

は則ち大牙相錯る、法人既に安南に踞す、苟も蠶食已まざれば、暹羅を之れ圖らずして誰れをか圖る、

考ふるに暹羅は古へ本と二國、北を暹と曰ひ、南を羅斛と曰ふ、其の北は即ち滇南邊徼と相近し、東は即ち安南に界す、南は大海に臨み、西南は所屬の各番部に連らなり、西は則ち緬甸と壤を接す、西北の一隅は則ち南掌に界す、暹國の地山多くして食を謀るに艱む、羅斛の地水に傍ふて食餘りあり、元の至正年間暹人乃ち羅斛に降る、兩國并して一國と爲る、始めて暹羅國と名く、

國中瀾滄江あり、源を發して乃ち青海より雲南を経て暹羅の東北に入る、東埔寨に至り始めて海に入る、所謂湄南河なる者は、則ち其源滇南の李仙把邊等より出づ、迤邐以て暹羅の北境に入り、諸水を合して大河を成し、羅斛の南境より海に入る、其海口を竹嶼と曰ふ、竹嶼より内港に入

り、曼谷都城に至る、曼谷又は萬國と名く、音相同じければ也、湄南の長さ一千數百里、其水深く濶く、洋船を容れて出入すべし、其大城は皆湄南河濱に在り、沿河一帶居民皆水中に就き、木を架して居る、唯華人の彼に旅居する者は、乃ち瓦屋を構ふ、樓閣相望む、土人は則ち皆蘆寮に居る、湄南河の水勢散緩、田疇最も肥饒し易し、農忙の時は、以て一葉の扁舟に駕し、往來耕施すべし、插秧甫めて畢る、而して河水至る、苗水に隨て長す、犇漑を煩はさず、水退て稻熟す、故を以て米極て賤、每石僅かに值銀三星、猶憶ふ、髮逆江浙を陷るの時、内地幾んど糧を絶つに至る、廣商の暹米を運し、以て濟ふ者あり、利を獲る殊に厚かりき、當時暹米の價每石總需錢十一二千、其米細くして長し、炊飯極めて漲性あり、竟に清腸湯の如き者あり、惜むらくは之を食ふて飢え易く、且つ滋味なし、余曾て購ふて之を食す、彼の時は則ち亦頼て以て飽く、

其俗佛を崇ぶ故に法人の天主と格々相入れず、又番僧の符呪を信ず、一種の人あり呪法を善くす、刀槍も傷く能はざるに至る、名けて共人といふ、王則ち養ふて以て兵衛となす、此に由て之を觀る時は、則ち其國中の政教號令想ひ知るべし、軍政の修まらざる亦想ひ知るべし、其中國の北に於ける、漸被する者既に甚だ久しからず、故に名は中國に服屬すと雖も、而れども其情性終に同じからず、聞く暹羅は他國人の其國に旅居する者に於ては、皆税なし、而して獨り華人に於ては、則ち税あり、彼れの意則ち以へらく、他國の人少なく中國の人多し、此を借て以て國用を佐くべしと、然り而して中國人の其の地に居る者苦しむ、且つ獨り苦しむのみならず、亦大に中國の弊面を傷くあるに似たり、而して暹人顧みず、則ち又豈安南等の國に之を比すべけんや、願ふに其土地肥饒、國中出す所、銀、鉛、錫、沈香、速香、降香、象角、烏木、蘇木、冰片、

翠羽、牛角、鹿筋、藤席、佳紋席、藤黃、大楓子、豆蔻、海參、燕窩、海菜等の類あり、之を安南に比するに、出産多くして且つ貴し、法人此時既に安南を強占むるを得、則ち誠に歩を得て歩を進む、緬甸暹羅均しく算計の中に在り、緬甸既に英人の捷足の爲めに先づ得らる、則ち暹羅を捨て又將た何くにか之かん、故に其隙を伺ひ罅を構へ、心を處し慮を積む者幾何時なるを知らず、而して近來始めて少しく其端を試むる也、暹人一たび法兵を敗れば、斯れ法更らに詞あり、辭を報に籍り、復た大舉侵入せば、則豈法の敵ならんや、蜂蠆尙毒あり、而るを况んや、國をや、安南の前事鑒むべき也、夫れ暹羅の中國に於ける、名けて臣服の國と曰ふ、而して其華人を待つ所以の者乃ち獨り苛なり、其法に於けるや、之を防ぐ早からざるべからず、之を慮る深からざるべからず、而して暹人卒に之を知らず、且つ自ら富強の策を定め、自ら大國の援(勿論支那を指す)に聯るとを知らず、然ら

ば則ち暹羅の國たるや、亦岌々乎として、日を終ふべからざるの勢あらざらんや、

第三 米國人の暹英同盟論

暹佛事件の結了前一月、米國のレヴェニエ、チフ、レヴェニエ雑誌が、暹羅國目下の一策と題して、評論したる者、最も當時の形勢を見るべし、暹羅國は最早や救ふべからず、必ず佛國の領に歸すべし、然れども若し強て佛國の羈絆を免かれんと欲せば、爰に一策なくんばならず、策とは何ぞや、曰く英國に依る事是れなり、

暹羅國は純然たる獨立國に非ず、僅々三隻の砲艦に攻撃せられて、忽ち降旗を樹つるが如きは、獨立國の資格なき者なり、故に暹羅にして名義上獨立の地位を得んと欲せば、英國に依るの外なき者なり、夫れ英國が暹羅に於ける關係は、佛國の暹羅に於ける關係よりも深く

且つ大なり、英國が暹羅を保護國となすは、彼の常に切望して止まざる處なり、

英暹間の貿易は、佛暹間の貿易よりも盛大にして、佛暹の貿易額は、英暹の貿易額に比して、毎に八分の一乃至九分の一に過ぎず、暹羅は英國の一大顧客にして、年々英國の貨物を買ふと、二百五十一萬磅の巨額に上れり、

英國のロイズベリー公は、去る七月二十七日、同國貴族院に於て、暹佛事件に關する意見を陳述して曰く、

我英國は暹羅に商業上の大關係を有す、我英國は盤谷府に入り込む、船舶總數の噸數に於て、百分の八十七、價格に於ては、百分の九十三を占むる者なり、

又今回佛暹戰爭の結果として、若し土地上の變更ある時は、英國は非

常の影響を蒙るべき者なり、然れども我女皇陛下の政府は、佛國政府が今回の事件を些々たる問題と看做し、暹羅國の獨立に關する如き事をなさず、土地上の變更を來さざるべきを信ずる者也、何となれば若し佛國にして此等の半島を領有し、我英國の領地と境界を接するが如きとあらんには、遂に相衝突する時ありて、早晚彼我の間に破裂の不幸を免れざればなりと、

英暹の關係、英佛の關係、瞭然として此演說中に明かなり、而して今や不幸にも佛國はロースベリイ公の豫想外に出で、實に暹羅國の幾分を奪ふて、其領分となし、英佛の衝突を來すを憂ひざる傾向を示せり、是豈暹羅が須らく英國に依るべきとを證せるに非ずや、殊に注意せよ、英國艦隊は印度洋に於て佛國艦隊の企及すべからざる勢力を有し、又盤谷府に於ても英人の勢力は佛人に優れるとを、故に暹羅今日の策は唯英國

に依頼して、佛國の暴威を制するの外なき者なり、

第四 今日の暹羅

ポロマ、ラアチア、ブラ、ブタ、ヨートファ王は在位二十七年にして位を其子ブラ、ブタ、ロートファに譲り、爾後左の如き系統を以て今王に至れり、

王	名	出身	即位年(暹曆)	即位年(西曆)	在位年数
三十六世	ソムデチ、ブラ、ポロマ、ラアチア、 ブラ、ブタ、ヨートファ	——	一一四四	一七八二	二七
三十七世	ブラ、ブタ、ロートファ	三十六世の子	一一七一	一八〇九	一五
三十八世	ブラバト、ソムデチ、ブラ、ナンクロー	三十七世の子	一一八六	一八二四	二七
三十九世	ブラバト、ソムデチ、ブラ、 バラメンドル、マン、モンクト	三十八世の子	一一二三	一八五一	一七
四十世	ブラバト、ソムデチ、ブラ、バラメンドル、 マン、チユランロンコルン、クロー	三十九世の子	一一三〇	一八六八	——

備考——此三十六世は即ち今日の王朝の祖先にして、元來アエチアの貴族なりしが、ピア、タツクの大業を翼賛し、ピア、タツクの追は

るゝに及びて、王位に上りし人なり、而して四十世は即ち今日の暹羅王なり、

暹羅の曆日はアラ、ルアングの創製したる者を用ひ居るが故に、紀元は其時に生まれども、王朝の創設は暹曆七百十二年即ち西曆千三百五十年アエチアの建設に始まり、アアデア、ウトン王を以て始祖とし、諡してソメデス、ブラ、チポーチ第一世と稱す、而して此王を第一世として計算し、第一王朝二十一世、第二王朝三世、第三王朝十世、三朝并せて三十四世、乃ちピア、タクを三十五世として、今日の王朝の祖先は三十六世となり、今王は即ち暹羅王朝建設以來第四十世に當る、

今王 プラバト、ソムデチ、ブラ、バラメンドル、マハ、チユランロンコルン、ク
ロヤ (Prabhat Söndetch P'ra Paramendr Mahah Chulalongkorn Klow) は千八百

五十三年に生れ、千八百六十八年に王位に上りてより、暹羅は著るしく其面積、人口、富力を増加し、世界の通商貿易上忘る可らざるの一王國となれり、蓋し今王賢明の天資を以て、世界文明の潮流に投じ、銳意治を圖りし功果也。

第一 地理

位置は亞細亞の東南に在りて、北緯四度より二十一度に至り、東經九十八度より百六度に至る、西北はベンガル灣及びロース、緬馬に接し、東は安南、カムボヂアに界し、南は暹羅灣及び馬來半島に隣れり、地勢は北方に峨々たる山脈ありて、其餘勢南方に延長し、緩漫なる傾斜をなせる、一望渺茫たる平野なり、北部清國雲南省に聳立せる高山脈は、暹羅の北境に至りて、岐れて東西の二脈となる、東脈は交趾支那と暹羅とを分ち、西脈は緬馬と暹羅との境界をなせり、此兩脈の間を暹羅王國と

なす、國內亦山嶺なきに非ず、北部に至るに従て高し、此等の山脈に發源する二大河あり、東に在るをメナム河と稱し、西に在るをメコム河と云ふ、延長各々八百哩、メナム河はアエチア及び盤谷を経て、暹羅灣に注ぎ、メコム河はチメラブ及びベサツカを經、チエタンに至りて、カムボヂアに入る、此二大河の全國を貫流する爲め、大に運輸灌漑を便にし、更らに洪水の作用に依りて地味を膏腴にす、

面積は今王即位後漸次増加して、一時暹羅本土二十九萬方哩に、馬來半島のケダ、パダニ、シユラ等十二州の面積三萬八千方哩を合せ、總計三十二萬八千方哩に達せしが、千八百九十三年佛國の強迫に依りて、メコム河東一帯の地を奪はれ、總面積二十五萬方哩となれり、然るに一昨千八百九十五年九月に於て又々英國の爲めに馬來半島の一部セホル、セラノゴール、ペバン、パハンを失ひたれば、現在の面積は二十二萬方

哩前後なるべし、

人種はウトン王がアエチアの都を定めたる後、ロース人、ベキユール人、カムボチア人、緬馬人等を捕虜として捕え來りたる者の漸く化して暹羅人と化したる者あり、支那人、印度人の商業の爲めに來りて、暹羅人と化したる者あり、日本人の血も亦幾分か雜混せられたるが故に、純粹の暹羅人なる者なきも、色黒く鼻平かに、頬骨秀でたる熱帶國の人類たる事は古來變せず、千八百九十年の調査に於ては、人口六百萬にして、内暹羅人は二百萬、其他は支那人、ロース人、馬來人等なりとありしが、千八百九十五年の調査に於ては、總計九百萬と云ひ、支那人は其十分の一を占め、ロース人、カムボチカ人、ベキユール人等之に次ぐと云へり、然れども此等の調査は何れも男子のみを計算したる者にして、暹羅政府の戶籍簿には、女子を登録するとなければ、實際の人口は、更らに之を倍せし者なら

ん、又千八百九十五年に於て、歐洲人の暹羅に在る者は、總計千人にして、内英國人は二百餘名、其他は各國人にして、佛國人の如きは百名には足らずと云ふ、

○暹羅灣の風と天氣

暹羅灣に於ける北東のモンスーン(定期風)は、十一月の初旬より吹き始む、此風の吹き始むる前は、天氣定まらず、時々暴風を起す、

十一、十二、一の三月は、風、北北東と東方の間を吹く、其風力頗る強きが爲めに、氣候を涼くし、時として寒暖計を六十五度に低下せしむ、此三ヶ月の間暹羅灣の東岸は、一般天氣快晴なり、然れども其西岸は陰雨降り續き、屢々暴風を受く、就中プロ、バンヂヤング地方は、十一、十二の兩月、最強の暴風あり、屢々雷鳴電光に會す、

一月の終りには、風概して東方より吹き、其吹き方重苦しうして、風力強

からず、

二月、風大概東南東より吹く、時として南東と北東の間を吹く、其風の性質一定せず、或は微風、或は暴風、變化測り難し、然れども暹羅灣は常に快晴にして、波濤静穩、水面平滑、さながら鏡の如し、

三月、最早や定期風なし、灣の中央には南風吹き始め、時として陸地にも風あり、三月末よりは氣候熱度を増し、漸次炎熱を感じず、

四月は一年中最も炎熱強き時なり、其酷暑の時は草木も亦睡ると稱す、初旬の間は海上の空氣と陸上の空氣と交換する爲めに起る風、少しく吹くとあるも、中旬よりは堪え難き迄の暑熱となり、天には常に白雲の積重するを見る、月末少しく雨降る、

五月、雲は常に天を蔽ひ、雨降り續きて日光の熱を防ぐ、降雨の間は稍涼しきも、晴間には暑熱強し、月の中旬南西の定期風吹くとあり、

六、七、八の三月、南西の定期風吹き、灣の西岸には快晴の日多けれども、東岸は雨季と稱し、常に蕭々として軒に點滴の音を絶たず、
九月、風は南西と西北西の間を吹く、風力強し、時として暴雨の降り續くとあり、
十月、風は西方と北方の間を吹く、風力弱く、雨亦少なし、月末に入りて風は北風と變じ、涼氣清爽、天氣快晴、香港より暹羅に來る船は此月より一月迄乗客多くして高利を博す、

○暹羅灣の潮流

潮流は灣の中央に於て甚だ弱く、且つ變化多し、陸に近き處はモンスーンの力に依りて強きとあり、
南西のモンスーン來る時は、レムチヨンプラよりサム、ロイヨットに、向ひて北に流るゝ急潮を見る、北東のモンスーンの吹く時は、灣頭の潮流

の西に向て急奔するを常とす。レダング島及びビエロロ、マヒの近傍には、支那海に在る如き急潮あり支那海の水は平常暹羅灣に入り來ると只數哩に過ぎざれども、モンズーの作用に依りては、更らに深く入り來る者の如し、而して其入り來る時は灣の西岸に至り、幾部分はバナニ岬の近傍にも侵入し、レダング島の兩岸、シンゴラ及びコークラーの北にも流るゝ也。

○盤谷府 (Bangkok)

ピンタットが見立てシカンタブリの村は、今や名残りなく、舊觀を脱却して、東洋屈指の都會となりぬ、舊位置よりも少しく變じ、今は北緯三十三度半、東經百一度十分の處に在り、海を隔つる事二十五哩、船はメナム河を溯りて往く、市街はメナム河の兩側に在り、長さ六哩、幅四哩乃至八哩、人口は四十萬と號す。

市内を分ちて内廓、外廓、浮廓の三部とす、内廓はメナム河の東岸にして、其形楕圓を成し、西は本流に臨み、東は石造の墻壁と塹濠を以て之を堅め、周圍五哩を下らず、王宮、官署、皇族の居宅、無數の大寺、高塔あり、規模は宏壯にして、建築は壯嚴を極め、外人の始めて此地に遊覽する者、皆其壯觀に一驚を與せざるなし、外廓はメナム河の西岸に在り、河の下流に沿ふて南に延長し、貴族の第宅、外人の館舍、無數の商店、妓樓あり、浮廓は河の兩岸に浮べる浮家、泛宅にして、其數甚多し、市街の通路は寛濶にして、馬車の馳驅に適するも、裏巷小街に至ては、狹隘にして、塵埃處々に堆積す、權門貴族の第宅は、石垣木杭を以て基礎を高くし、建築は歐州風を學び、庭園廣くして、住むに快なるも、常人の家宅は木又は竹を以て造り、四方は簀を以て圍み、椰子葉を以て覆ひ、結構狭少、僅かに雨露を凌ぐに足るのみ。

運貨車路あり、電氣鐵道あり、電話あり、電信あり、其他文明の利器殆んど具はらざるなし、西貢を距る海路六百二十哩、海防は千三百八十哩、新嘉坡は八百三十哩、香港は千五百哩なり、船舶は常に四方より出入して貿易繁昌なれば、外人稱して「東洋のヴェニス」と云ふ、若し一ヶ月盤谷府に滞留し、メナム河を上下する事唯數回ならば、洋々たる此河水の中に漁船、風帆船、艇舟、其他諸種の船舶が、縱横無盡に往來するを見て、必ず此稱號の決して誣妄ならざるを知らん、

○メナム河 (Memam river)

メナム河、又チヨウピアの敬稱あり、メナムは「水の母」を意味す、而して此河流は獨り水の母なるのみならず、暹羅王國の母也、メナム河なくんば暹羅王國なからん、斯王國は斯河流に依りて生まれ育てられ、成長し、今尙發達しつゝある者也、

源を北方の山嶺に發し、洋々八百哩、其下流盤谷府を貫き、屈曲して暹羅灣に入る、盤谷府以下の下流の屈曲する處を直線に開鑿して、運河を通じ、十四哩以て盤谷府に達するを得せしめたり、然れども運河の規模大ならざるが爲めに、小舟の外は之を通ずるを得ず、大船巨船は皆本流二十五哩を遡りて、盤谷府に赴く、

本流は幅廣くして水深し、其淺き處も尙三四尋あり、水勢緩漫にして潮汐と共に進退す、洋々海の如し、然れども一の不便なるは、河口に砂洲ありて水甚だ淺く、大千潮の時は僅かに三尺となり、滿潮尙十四五尺に過ぎざる事是れなり、故に大船は之を越る能はずして、砂洲の外に投錨し、艇舟を以て貨物を盤谷府に運送す、或は貨物の一半を艇舟にて送り、船脚の吃水を減じ、滿潮の時を待ちて河を遡るもあり、然るに砂洲は時々其位置を變更し、潮汐亦季節に依りて深淺あれば、水先船の案内なくし

州、三等八州、四等四十一州、此内十二州は馬來半島に在り、而して盤谷府は首府として之を統轄す。

○兵 備

海軍は軍艦四隻あり、何れも八百噸以下にして、總噸數二千五百噸、皆歐洲人の士官に操縦せらる、海軍兵は凡そ四百人あり、海岸の哨船として用ふべき者、七十餘隻あり、メナム河口に一個の砲臺あり、暹佛事件に佛艦を砲撃したる者是也。

陸軍は常備軍五千あり、侍衛兵、象兵、歩兵等の別あり、侍衛兵は貴族の子弟を徵集して之を編製し、歩兵は普通の男子十八歳より二十歳迄の者を招集して三年間兵役に就かしむ、歩兵は皆薄茶色の洋服を着し、跣足にて歩む、熱砂の中にてても、礫石の上にてても、平氣に往來す、隊伍の規律整はず、有事の日役に立つべしとも見えず。

○財 政

政府の歳入は一年凡そ一千萬弗あり、内地租百四十三萬五千弗、酒稅五十萬弗、阿片稅六十萬弗、賭博稅五十萬弗、食用鳥巢稅十三萬五千弗、關稅七十一萬五千弗、鑛山採掘稅四十五萬弗、菓樹稅三十三萬五千弗、漁業稅十三萬五千弗等は其重なる者也、然れども其歳入徵收の方法は、政府自ら之を徵收せずして、支那人をして年々受負入札を爲さしむ、唯個人の利を望むの外、何等の野心なき支那人は、殆んど暹羅政府の財政を支配し、政府へは少額を上納し置きて、人民には重稅を課し、以て暴利を貪ぼり居れり。

歳出は歳入より少額にして、餘利は王及び大臣等の所得に歸し、毫も負債を起すの必要なければ、政府の公債なる者なし。

○幣 制

貨幣は銀及び銅の二種にして、金貨は貴族等が國王よりの賜として、保存するものあるのみ、通貨の間には之を見ることが稀れなり、然れども時としては銀貨幣と同量同形の金貨を見る、銀貨の三十二倍に通用せらる、

千八百二十四年頃迄は、尙貝類を貨幣に用ひしが、漸次銀銅を用ふるととなり、アラ、パラメンドル、マハ、モンクト王(今王の父)の世に於て、一の貨幣條例を定めたり、其明文に曰く

爾今暹羅國銀貨の五チ、コル(又はパーツ)を以て墨西其弗銀の三弗に相當する者と定め、之れが交換を行ふ、

と、於是乎、一パーツは墨西其銀の六十錢となれり、之を本位貨として漸次其名稱を異にす、其通貨の階級左表の如し、

ニサロットは一アツ

ニアツは一パイ

ニバイは一シーク

ニシークは一フエアン

ニフエアンは一シユリン

四シユリンは一バアーツ(チコル)

四バアーツは一タムルユン

二十タムルユンは一チアアン

五十チアアンは一ハフ

百ハフは一バアラア

此内サロット、アツ、バイ、シークの四種は銅貨にして、フエアン、シユリン、バアーツの三種は銀貨なり、而してチアアンは英貨磅の二倍三分の二に相當す、

バアーツ銀貨は贗物甚だ多し、支那人は鉛を以て之を製造し、巧みに流通せしむ、其數夥多にして、普通の人は容易に鑑別し難し、故に銀行は勿論、大なる取引を爲す商估は、皆店に鑑定人を置いて、贗物を排斥す、日本に於て贗造貨幣を造る者は直ちに罰せられ、之を用ふるを發見せられたる者は、頗る之を耻づるも、同國の警察權は之に及ばざるが故に、之を用ふる者も、其贗造なることを發見せられて、洒然として耻づる色なし、現に

物品	金額	物品	金額
米	一五、四一一、五七〇 [#]	ローズ樹材	五七、一七五 [#]
サバン樹材	四四、一七一	アラツ魚	一、四〇三、五五三
バスタード、カーダマム	七八、一七八	鱈魚	一、一三六、五五七
ブラハアング	一、三八〇、八一〇	乾貝殻魚	四二、八七一
器丸切牛	二、三二九、八七七	錫	四一、四五七
水牛角	五二、七九二	雜品	二五九、二四三
水牛皮	一七四、一七二	墨西哥銀貨	七〇、〇四三
胡椒	五一〇、四〇八	ブラ、サリット	一、二二九、四七二
鳥糞	六九、四〇〇	スチツクラク	一、一六、七〇七
チール樹種子	二九、二三七	米粉	一、五四、〇一八
チルク樹の板	一、〇八七、六四五	ガム、ベンゲアミン	二一、〇〇五
チルク樹の材木	五三〇、四一七	アツラ樹	一〇、九八五

此表中、米穀最も多く、壹千五百萬弗に達す、輸出總額二千五百萬弗の内、殆ど五分の三は米穀なるを以て、之を見れば、暹羅國の經濟は、多くの米

穀を賣りて諸種の物品を買ひ、尙餘ありと謂ふべき也、洋々たるメナム河の氾濫は、自然に此平原を肥やし、肥料の些少をも用ひずして、莫大の收穫あり、肥料を給せざれば、其米質日本米に及ばず、雖も其收穫の多き、其價格の廉なる點に於て、遙かに日本米を凌駕す、近年國運の進歩に依りて、草莽の地漸次に開かれ、米穀の産出高、年を逐ふて増加し、輸出額も亦非常に増加せり、千八百八十九年の輸出額は、五百九萬一千八百七十八擔なりし者、九十一年には八百五萬八千二百九十四擔となり、九十三年には千七十六萬四千三百七十六擔に至る、僅々五年間に其輸出額を倍するに至りては、何人も一驚を喫せずんばあらず、而して其輸出の最も多きは香港、新嘉坡にして、之に次ぐ者を歐洲、日本、支那、爪哇、西貢、孟買等とす、何れも年々其數を増加せるが、昨年来の印度の饑饉を見れば、昨年及び本年の統計は、必ず印度へ多額の輸出を見

たるならん、

米穀に次て輸出の多きは、チーキ材に鹽魚なり、各々百萬弗以上の輸出を見る、チーキ材は堅牢にして、光澤美麗なれば、軍艦材として需用多く、鹽魚亦頗る美味にして輸出少からず、

輸入品は多く支那人の手を経ると雖も、マツチの如きは悉皆日本の製品なり、吳服類、陶磁器類、亦日本品の需用少からず、而して輸出の盛なるが爲めに、國民の消費力は年々に増加し、輸入の進歩著るしき者あり、又千八百九十四年、及び九十五年の貿易表を見るに、依然として増加せり、

年號	輸 出	輸 入	輸出超過	貿易總額
一八九三	二四、五〇六、六九六 ^弗	一七、四八九、九四一 ^弗	七、〇一六、七五五 ^弗	四一、九九六、六三七 ^弗
一八九四	二四、六六八、九五〇	一七、〇八三、四五六	七、五八五、四九四	四一、七五二、四〇六
一八九五	二五、二八〇、五九八	一九、三八四、五二三	五、八九六、〇八五	四四、六六五、二一一

而して其輸出入品の關係國別は左の如し

輸 入 表

地名	一八九四年	一八九五年
新嘉坡	八、二二三、八〇六 ^弗	八、七三三、七三四 ^弗
香 港	三、七六六、一九六	六七〇、七六一
支 那	六三八、〇九六	七八三、〇四五
孟 買	二、〇四二、二五七	二、〇九五、〇六六
コースト	一七一、三七六	二〇一、五六六
其他諸國	二、二四一、七二五	二、九九〇、三四一

輸 出 表

地名	一八九四年	一八九五年
新嘉坡	一〇、〇七五、六七三 ^弗	八、七六一、三〇三 ^弗
香 港	三、七六六、一九六	四、六七〇、七六一
支 那	四三、三九一	八七、七〇二
歐 州	一、九五三、八五四	三一四、二二〇

南米リチ、 テ、ゲヤ子ロ	一、〇七五、七一四	六三〇、九四五
孟 買	四四七、四五九	八八九、二四七
コースト	八一五、五二三	一、五三三、九五五
西 昆	六九、四七八	六九〇、八五七
其他諸國	五二二、九一一	一、六三三、七三五

此内千八百九十五年(明治二十八年)の統計表に依りて輸入品の重もなる者を見るに左の如し

物 品	金 額
織物類	五、二〇一、三五二
黄金葉及寶石	一、二八四、五九〇
鐘 器	七四〇、二六九
阿 片	七九八、八〇〇
砂 糖	四二〇、六三八
器 械	二四三、二〇五
珍 寶	四、六〇二、九二五

又輸出品の重もなるものけ左の如し

物 品	金 額
米	一四、七六八、〇〇〇
チーキ	二、七九七、五三七
ブラハンダ	七、七三、八八四
家 畜	四一四、七五二
鳥 巢	二五三、〇一七
墨西其銀貨	二、六二三、九六五

之を前掲の千八百九十三年の詳細なる輸出入品表に比照較量せば、其貿易品の進退自ら明かならん、

○鐵道の企畫

文明發達の順序として、歩める者は、車に乗り、馬車を驅れる者は進んで、瀛車に乗るに至る、未だ開けざる國の文物の開かるゝ時は、先づ此等物

質的文明の導かるゝを常とす、最近數年間は即ち暹羅の鐵道勃興の時
代なりき、種々なる企畫は起り、其或る者は既に涼笛を鳴らして、裸躰の
暹羅土人をして、如何に驚くべき大蛇の駿速に走るよと絶叫せしめ居
れり、

第一 バクナム鐵道

盤谷府よりバクナムに至る延長十四哩の
鐵道也、此間の道路は政府に於て逸早やく開鑿し、千八百九十三年を
以て其工事を竣りしが、開鑿工事の竣成を見込み、千八百九十一年に
一の鐵道株式會社は起れり、資本金貳拾四萬圓にして、國王は其株式
總額の半分を引受け、殘半分は廣く民間に募りしが、歐洲人にして此
募集に應じたる者亦少からざりき、而して同年七月國王親臨して起
工の式を擧げ、千八百九十三年四月を以て全く成功したり、工事甚だ
容易にして、唯橋梁の三十五個處ありしを累としたるの外、何等の而

倒なる施設を要せざりき、

第二 コラット鐵道

盤谷府より北に向ひてメナム河岸に沿ひ
舊都アユチアに達し、更らに東北に向ひ、コラットに至る延長四百三
十哩の鐵道也、千八百九十二年三月、起工式を擧げたるが、工事は新嘉
坡の一英商が受負ふたり、資本金は九百六拾萬圓にして、其半額は政
府に於て引受け、民間より募りし半額には、十年間政府に於て五厘の
利息を保證し、五十年の後政府が市價を以て之を買ひ上ぐるの規定
也、此鐵道は暹羅中央部の物産を盤谷府に積み出すの便を開く者な
れど、暹羅政府の目的は、更らに之を延長してメナム河に達せしめ、以
て佛國がメナム河の右岸を侵略するに備へんとするに在り、左れば
單に營利鐵道として見るべからず、大に兵備鐵道の性質を有するも
のなり、然れども其軌道の廣さは、バクナム鐵道と同じく一メートル

なり、

第三 ロース鐵道

ロースと暹羅間に通ずる鐵道にして、政府の手に依りて企畫せられ、既に實地測量を了りたり、

第四 シンゴラ、クダア間の鐵道

盤谷府の南二百英里、馬來半島

に入るにシンゴラと呼ぶ處あり、此處より白南ビナム(馬來半島の南端)の北四十英里に在るクダアと云へる處に通ずる鐵道也、馬來半島の西岸を通過する者にして、線路延長二百英里、通過する地方は鑛山に富めり、鐵道一たび開通せば、此等の鑛山より出づる金銀錫銅の類、夥しく盤谷の市場に出でん、千八百九十二年十月を以て、既に實地測量を了りたり、而してシンゴラ、クダア間開通の後、クダアより百三十六英里を隔てたるクリムに線路を延長する計畫也、

第五 ベチアアリ鐵道

千八百九十三年を以て、和蘭人ウエステ

ンホルツに許可せらる、

想ふに今後尙續々新企畫の起るとならん、而して此等の鐵道が縦横に國中を通過するの曉には、暹羅國の文物をして、更らに一大進歩を來さしめん、

○船舶、電信、郵便、鑛山、其他百般文物の改良進歩

十年前の盤谷府を見たる者にして、今日の盤谷府に入らば、必ず其進歩の速かなるに驚かん、メナム河の東岸草屋軒を並べし處は、今や白堊の層樓空に聳え、王宮と旅館と僅少の商家のみなりし盤谷府は、今や東洋の一大都會となり居れり、

千八百九十五年に於て、盤谷の港に入りたる船舶は、五百十八隻にして三十九萬三千四百七十九噸也、此内三百三十五隻二十七萬四千三百五

十六噸は、英國商人の船舶也、又同年中盤谷港を出帆したる船舶は、五百二十七隻にして四十一萬千七百八噸也、此内三百四十二隻二十八萬三百五十二噸は英國商人の船舶也、

電線の長さは年と共に延長して、千八百九十五年には千七百八十英里に達せり、盤谷府より電報を以て交通し得るは、暹羅内地のチェンマイ、ユラット、ノンカイ、セソボン、チャンタアン、パンタファンの各都府の外、緬馬領のモウルメイ、及びタヴオイ、安南領の柴昆府也、

郵便制度は十分に行はれ居り、千八百八十五年以來、萬國郵便同盟に加はり居れり、馬來半島内の暹羅領地及び暹羅の北方内地に送るべき郵便の制度も、近年大に發達し、千八百九十四年の統計に於て、暹羅國內の郵便局數百六十局に達したり、而して同年中に此等の局にて取扱ふたる郵便物の統計は、發送數三十一萬五千六百六十八件、受附數三十四萬

七千六百九件也、小包郵便法も亦千八百九十年に創設せられ、今や新嘉坡其他各國の間に行はる、

何時の間にやら電話は來れり、街區は整えられぬ、馬車は揚々として走れり、洋服高帽の紳士年を追ふて殖え、裸體の貧民は年を追ふて減却せり、電燈、瓦斯燈は夜を晝の如く明かにし、新に開かれたる鐵道に依て送られたる内地の天産物は、盤谷府の市場に山又山を成せり、

石炭礦、金鑛、ゼレナ鑛、錫鑛の探掘は、千八百九十二年の中のみにて、總計二十五件許可せられたり、又たチェンコンの有名なる寶石は、同じ九十二年に發見せられ、其廣大なる面積は、力の能ふ限り掘り出されつゝあり、

數年前迄知られざりし銀鑛は處々に發見せられ、盛に探掘されつゝあり、パンタファンの金鑛は、世界に稀れなる純良の金塊を産出すとの評

判高し、

新溝渠は各地に穿たれ、新道路は諸處に開かれぬ、交通日を追ふて頻繁となり、人民は相争ふて家屋を改造し、街區の體面一變して、又舊觀を見るに難し、

荒れたる野は開墾の鋏を得て、米穀或は菓物を産出し、禿けたる山は新に種子を得て、チーキ、アマラ、ロイズ等の林を作り、又斧鋏の達せざる處に朽木の空しく捨てられし者は、拾收せられて市場に出されぬ、

かくて總ての物質的文明は、各種の方面より野蠻を蠶食して、暹羅王國の光輝を増しぬ、若し此勢ひを以て進まば、將來必らず文明の樂土となるらん、

第四 英國人の暹羅國實業觀

此一篇は一昨年五月英國倫敦技術協會に於て、レキー氏の演説せ

し所、頗る暹羅國の實情を穿ちたる點あるを以て、英國人の暹羅國實業觀として其大意を抄譯す

英國人が始めて暹羅に來りたるは、遠く十八世紀に在り、當時我東印度商會の商船は、毎年一回宛定期風の便に乗じて、此國に航し、少量の貿易を營なみたり、然れども英國政府が始めて此國と通商修好の條約を締結したるは、千八百五十五年及び五十六年にして、前年はジョン、ボトリング氏、後年は彼の日本に來りし有名なる外交家ハトリ、パークス氏が其當局者なりき、

此條約を締結したる當時、暹羅國に在りて、商館を開きし歐米人は、英人二戸、獨人二戸、米人一戸、總計五戸に過ぎざりしが、之に次ぎて二人の佛人入り來れり、而して此内一人は國王の王宮に取り入り、巧みに其御用を承りて、莫大の利を占め得たり、

然れども暹羅國の商業は、アユチア時代よりして、多くは支那人の掌裡に在り、今日と雖も航業を除くの外、多くの商業は支那人に依りて、重要な部分を占められ居れり、

暹羅國は有望の國なり、之に向て爲すべき事業多し、余を以て之を見るに、左の三事業は此國の繁盛を招致し、兼ねて企業者を利する、最も好望なる者也、

第一 低部暹羅の廣原は、米作に適すれば、此地方に向て、灌溉法の改良を施し、車道を縦横に通す可し、

第二 北方暹羅のチーキ材を輸出し、且つ其蕃殖輪伐の方法を立つべし、

第三 チヤンタブロン地方の胡椒の産額を増加せしめ、メコム河西岸の廣原の産物を運ぶべき鐵道を作るべし、

是れ何れも有利の事業也、余は乃ち此等の意見を確固にする爲め、更らに暹羅國實業界の現状を語らん、

第二 精米輸出業

余が始めて暹羅に往きしは、去る千八百七十九年にして、當時盤谷府内のメナム河上に在りし精米水車は、歐州人の所有五個、支那人及び暹羅人の所有五個にして、外にメナム河の盤谷府より遙かに東方に至りし處へ架したる暹羅人の所有水車一個あり、總計十一個なりしが、千八百九十四年には支那人暹羅人の盤谷府内に架設せる者二十一個、東方の河上に架設せる者三個となれり、然れども歐州人の所有水車は依然五个の上に一の増加を見ざりき、蓋し支那人は忍耐力強く商業者としての資格を十分に具え、其手腕優に歐州人を凌駕するが故也、

蘇格蘭の器械製造家が、新嘉坡に住せし支那人某を助けて、盤谷府のメ

ナム河上に精米所を營ましむるあり、暹羅の皇族貴族にして、盤谷府居住の支那人に、資本を貸して、精米所を營ましむるも少からず、此等の精米所に於て、作られたる白米の輸出仕向地は、香港最も多く、新嘉坡之に次ぐ、獨逸のブレンメン港、ハムボルク港、英國のリヴァプール港等に直輸出するにあり、近年南米諸港にも盛に賣れ往く、此精米貿易は、我英國と直接の關係あり、

- 第一 暹羅國産出の米を毎歲播種の初め、青田に就て、豫め其年の收穫買入れの仕切りをなし、豫約金として農業者に其年の産米代金を交附する資本家は、大抵英國人なり、
- 第二 産米を白米に精製する器械は、皆英國製なり、
- 第三 白米を包む大布囊は、所謂ツエート製にして、英領印度カルカッタの特産なり、

- 第四 輸出米を運搬する漁船は十中八九英國船なり、
 - 第五 輸出米の爲換は、大概英國銀行に、保險は大概英國の保險會社に依頼せり、獨逸、瓜哇、マニラ、南米等の輸出米が、精米所に在る間の保險、積出前倉庫中の保險、及び其海上保險は、多く英國の保險會社に托し、賣米の代金は英人の銀行に依りて、爲換を組むを常とす、
- 右の内第四なる暹羅米輸出の船舶に付て、少しく語る所あらん、千八百五十六年英暹通商條約の締結せらるゝや、暹羅政府は英人蘇人の造船家を聘して、盤谷府の河上に造船所を設け、暹羅米を香港、新嘉坡、瓜哇等に運漕する西洋型風帆船、及び小蒸氣船五十隻を作らしめたり、何れもチーキの良材を以て作られし快駛の船舶なりしが、爾來二十年間、此五十隻の船舶は盤谷と香港、新嘉坡、瓜哇の間を航行して、暹羅米の輸出に従事したり、然るに千八百七十九年頃よりして、此等の船は或は

支那海の大風の爲めに難破に逢ひ、或は外國商人に賣り渡されて、今や五十隻の良船中、残す所僅かに二隻に至れり、而して此五十隻に代りて、暹羅米の運搬に従事する者は、實に英國の商船也、リヴァプール港のホルト商會の船舶及び蘇國グラスゴー港の東洋漁船會社は、兩々並立して、暹羅、新嘉坡、香港間の定期航海を營めり、此二會社の外、暹羅貿易の航海に従事する者は、支那汕頭港に居留する英國商人の漁船あり、孟買、盤谷間に定期航海をなす英國商人の漁船あり、而して英國商人に次て、暹羅輸出の運搬を司とれる船舶は、日耳曼人の所有船にして、歐洲に直輸出の白米は多く、此船に依れり、新嘉坡に在る支那人某も、亦二隻の漁船を以て運搬をなせり、佛蘭西人の船舶は、曾て佛國政府の助成金を得て、盤谷府と西貢港の間に往復を始めしが、千八百九十三年暹佛事件の前、メナム河に來て久し

く滞留し、彼の事件の時水先案内船となりて、バクナム砲臺の爲めに墜沈せられ、今尙其檣のみを水面に現はせり、盤谷貿易に必要なる解舟も、英國商人の手に在る者多し、常にメナム河口より盤谷に至る二十五英里間を往來する者五十隻あり、皆チーキ材を以て作り、積量二百噸乃至二百五十噸あり、水手は悉く支那人を用ひ、帆網其他の船具亦支那形の者を用ふ、メナム河口の碇泊所を出で、暹羅灣海上を航し、盤谷を距ると大約六十英里のコンチヤン港、及びアンキン港に至り、其積み來りしチーキ材、又は白米等を他の大船巨舶に轉載せり、

第一 一 チーキ材輸出業

暹羅國輸出品中、米に次ぐ者は、チーキ材にして、此貿易の主權も、亦我英國商人の手に在り、

暹羅の北方諸邑、チェンマイ、及びラコン地方の山林中に設けられたる、英國人のチーキ材木管理場は、此地方を旅行する者の注意を惹くに足る、幾多の英領緬馬人、及びシヤン人は、此等の管理場に雇はれて、伐木の業に従事せり、伐り出したる材木は、之をメナム河に流して、盤谷府の製材場に送れり、

蒸氣器械を具えたる製材場は盤谷府内に四個處あり、其三個は英人の有に屬し、一個は支那人と暹羅人が合資の工場なり、又蒸氣器械を有せず、水車又は人力を以て料理する、小鋸木場は四個處あり、一は英人と佛人との合資、一は澳人と佛人との合資、一は和蘭人、一は伊太利人の所有に係る、而して此等の鋸木場に用ふる鑊の器械は、皆英國製也、

チーキ材輸出仕向地は、歐洲最も多く、大概倫敦を經由して、各國に分配せらる、其次きの輸出地は、香港及び孟買也、左ればチーキ材の營業をな

す者の内、十中八九は英國商人也、彼等は巨大の資本を投じて、暹羅北方の森林を買入れ、之が培養と伐採に従事せり、獨逸人、佛蘭西人にして手を此國北方の森林事業に下せる者、今日迄は未だ一人もあらず、

十年前に在りて、英國商人のチーキ貿易を營む者は、其力尙微にして森林を買入るゝの資力なかりしかば、盤谷府に在りて、土人が筏に作りてメナム河を流して盤谷に持ち來るチーキ材を買ふか、然らざれば彼の支那人の鋸業者より、板を買取るの外なかりしが、彼等は數年前よりして、深く北方の内地に侵入し、チーキ材の山林を買取り、輪伐の法を以て、且つ伐り且つ植え、此に永久の財源を作るに至りたり、

チーキ材は世界有數の良材なれば、印度政府は嚴重に其保護法を設けしが、暹羅政府に於ては未だ之に注意せざりしかば、從來の濫伐は實に

驚くべきものなりき、而して在留外國公使領事等の忠告に依りて、暹羅政府は去る千八百九十三年中、英國商人のチーキ材官林借用伐採者、別に一の契約を締結したり、其契約に曰く、

向後官林のチーキ材壹株を伐採したる者は、必ず之に裁ふるに、苗木四株を以てすべし、

と、然れども此等の制規は、今日實際に行はれ居らざる也、且つ暹羅土人が毎歲勝手に伐り出して、盤谷府に流し出す所のチーキ材には、極めて幼稚なる新樹多きも、別に何等の取締あらざる也、英國の材木商人は、新樹濫伐の弊を嘆じ、土人に諭して、成木の外は一切之を買入れずと宣告したれども、此材木を買ふ者、素より英國人のみに非れば、盤谷府のチーキ材市場には、今尙幾千萬本の幼樹堆積せり、而して此の如き幼木は、家屋の柱となり、輕梁となり、其他室内の小細工に用ひられて、徒らに消費

せらるゝ也、眞に惜むべし、

チーキ材の輸出額は、北方内地森林の伐木事業が整理をなすに従ひ、内地の陸運に用ふる象運力の便を加ふるに従ひ、漸次に増加せるが、内地より盤谷府に來るチーキ材の數量は、メナム河の水量の多少に準して増減あり、

此に一の注意すべきは、暹羅北方の通貨が、暹羅固有の通貨たるチコルに非ずして、重もに印度のルーピー銀なる事是也、チェンマイ高原を始め、ラコン州、ラフエ州、ナン州、ウタラヂト州の各地方に於ては、英國のチーキ商人の入り込むと共に、ルーピー銀を通貨に用ひ、近年暹羅政府にて新鑄せしチコル銀貨と雖も、全く通用の効力あらず、

第三 胡椒輸出業

米とチーキ材に次ぎて、見るべき産物は胡椒也、其輸出仕向地は、第一倫

敦第二香港たり、

今日暹羅産の胡椒輸出業を占據する者は、三戸の英商館と一戸の獨逸商館也、然れども此胡椒の産出の重なる地方は、チャンタブーンなれば、同地方にして永く佛國の占領地たる間は、暹羅の胡椒は、磐谷より輸出せられずして、却て佛領西貢港の輸出品となるべし、

想ひ起す、在昔十六世紀の頃、東印度物産貿易の主權を、和蘭商社の專占したるが爲めに、英國倫敦の胡椒市價壹斤に付數シリングを騰貴し、大に中等社會の市民を苦しめしかば、倫敦の商人等が奮然として東印度商會を起し、而して此商會の設立より、遂に印度經略の大結果に至りたるを……

第四 其他の輸出品

家畜類あり、新嘉坡に輸出せらる、皮革及び角類、サバン樹、紅色樹、烏黑檀

樹、ゴム、類樹汁、ガルダモン藥料、ガム、ベンシヤミン等は、暹羅内地に澤山あれども、今日交通不便の爲めに、十分の輸出額を見る能はず、魚類、雞卵諸果物は多く新嘉坡に輸出す、砂糖は昔暹羅國産物の重要なる品なりしが、最近十五年間、年々に減少し、今日は内地の需用に供給するのみにして、絶えて輸出を見ず、鹽醃魚類、及び乾製魚類は、新嘉坡及び瓜哇島に向て輸出す、

此等の輸出品を取扱ふ者、十中八九英國人也、且つ暹羅に於て銀行を有するものは我英國人のみ、

第五 輸入貿易業

英國商人は輸入に關しても、亦重要なる部分を働けり、今其景况を列叙せん、

第一、木綿織物(生金巾染金巾)及び綿絲は、英國と孟買より來る、

- 第二、フランネルは、日耳曼より来る、
- 第三、絹帛類は、支那商人の手にて輸入す、
- 第四、更紗類は、輸入高少額なるが、瑞西より来る、
- 第五、器械鐵器其他の金物類、皆英國より来る、
- 第六、砂糖は、香港より来る、恐らくは臺灣の産也、
- 第七、石油は、獨逸商人が倫敦石油漁船會社の所有に係る石油運漕新型船を用ひて運搬し、盛に之を輸入す、彼等は盤谷府に數ヶ處の巨大なる石油貯藏槽を有す、
- 第八、ランプ類、小刀類、悉く獨逸商人より輸入す、英國品は獨逸品より高くして競争する能はず、
- 第九、陶器類は、支那製の者を、獨逸人の手にて輸入す、
- 第十、白米入苞籩は、盤谷府に毎日二萬包を需用するが、印度に於てシユ

- ト布を以て、製したる者を用ふ、
- 第十一、石灰の需用少なし、精米器械所、鋸木器械所等に於て燃料に稻藁、糶、木屑等を用ひて石灰を用ひざれば也、
- 第十二、ガルワナイスト鐵板は、屋根を張るに用ひ、白耳義より輸入す、
- 第十三、麥酒は、獨逸、及英國より来る、
- 第十四、性質劣等にして價格安きブランデー類は、佛國及ひ獨逸より来る、佛國商人が暹羅に輸入する物品にて代價の最も多きものは、此等の低價なる飲料に在り、此酒蓋し暹羅人の身體を害する少からず、
- 第十五、印度ベナルより阿片を輸入する高、毎年一千函を下らず、香港より輸入するものも亦少からず、
- 第十六、日本よりマツチ来る、

第六 鐵道及び其他の事業

盤谷府内の電氣鐵道は、最も人望ある鐵道なり、最初は馬車鐵道にして、丁抹商人の創設せし者なるが、頗る世上の信用を博し、國王の特許を得て、市内を縦横に敷設しければ、其延長六英里に及べり、此の如き規模狭小なる鐵道は、盤谷の如き規模狭小なる處に適合し、乗客頗る多くして、株主への配當も十分なるが故に、暹羅貴族は勿論、外國人の此會社の株主たる者少からず、左れど其營業者は依然丁抹人也、

バクナム鐵道は、千八百九十一年丁抹人に依りて設計起工せられ、同九十三年に開業す、資本家は丁抹人の外英暹兩國人也、盤谷府とバクナム港との間十四英里の交通を司掌する者也、

コラット鐵道は、盤谷府の東北百六十英里の處に在る、コラットと盤谷の間を結ぶ鐵道なり、暹羅政府の意にては將來コラットより右方に鐵道を延長し、此國東北の沃野たる、メコン河涯北緯十八度のノンカイ地

方より、東方メコン河下流コン島地方に至る迄、其線路を延擡せんと望める也、

電燈會社あり、五萬磅の器械を具ふ、造船會社二個あり、一は蘇格蘭人の設立せる者にして、大小汽船を作り、他は獨逸人の設立に係り、専ら河流を上下する小艇を作る、

暹羅の鑛業は、其北東の海岸バンタファンに在る金鑛を中心とす、其中英人の探掘するをカピン坑とし、佛人の探掘せる者をワタナ坑となす、共にパンバコン河邊に在り、既往十五年間々斷なく探掘せり、又近年メコン河下流、カムボヂア國との境界に横はる丘陵に發見せられたる鑛物は、金、銀、鉛、安質母、錫、ブラムバゴ等也、

第七 中等以下の人民の職業

暹羅に在る現在の人民は、種々雜多なるが、其勞働社會は各其長所に從

て働けり、

第一、勞力を要する運搬業、土木工事、荷物を積める船を操つる等の勞働は、支那人多し、

第二、小賣商、行商等は、支那人の專業也、

第三、漁機精米場、或は鋸木場に於て、器械運轉の勞役に服し、或は稻粃を分ち、或は家畜を飼養し、或は漁業に従事するものは馬來人也、

第四、園中の種藝は、瓜哇人の專業也、

第五、市場に持ち出す食料、植物の耕作は、支那人多し、

第六、安南人は、漁夫、若くは篙夫に多し、

第七、孟買人は、商人なれど、何れも資本少なし、

第八、タミル人は、小商賣を營み、或は家畜を飼養す、

第九、緬馬人は、鑛物寶石の小賣、又は田舎廻りの行商をなす、

第十、新嘉坡人は、多くは鍛冶匠也、

第十一、暹羅土人は、小艇に掉し、筏を浮かして、微々たる賃銀を得るか、少しの手力を要する勞働に従事す、

盤谷府内中等以下の社會の人にして、其生計の漸次に改良進歩する者は、唯支那人のみ、他は皆混然として、其日を過こし、毫も他日の計をなさず、

第五 精神的文明の進歩

今日の暹羅王國に於ける、精神的文明は、果して如何はかりの程度に進める乎、

王は依然として幾多の妾を蓄ふるの蠻風を改めず、賄賂は公然として官吏の間に行はれ居れり、巡查が盜賊を捕えながら、盜賊より金を得て之を放免するは、普通の事として、何人も之を咎めざる也、裁判は最も不

公平にして、賄賂の用法を誤らざれば、有罪者を無罪とし、無罪者を有罪とすること、決して難事に非ず、賭博場は公開せられ、租税を收めて之を試むること、恰も日本の取引所の如し、道徳は紊亂し、社會的制裁なる者なく、文字を知らざるの人民は、之を知れる人民よりも多し、

此の如き現状を以て、他の文化の進める國民に比すれば、暹羅王國の精神的文明なる者は、殆んど根本的に其性質を失却し、暹羅王國に精神的文明なる者なしと言ふ人もあらん、然れども余輩は唯カーライルとなりて現在を罵倒するに止むるを得ず、退て仔細に其文化の遠原に遡り、以て今日の現状の果して進歩せるや否やを視ざるべからず、而して此の如き觀察に於て、余輩は寧ろ其進歩せるを見ずんばあらず、

○奴隸制度の禁止

何れの國の歴史にも、奴隸あらざるなし、暹羅國も亦他國と戦ふて勝ち

たる時、其捕虜を奴隸となすの習慣ありき、然れども人文次第に開け、戦争の屢々起らざるに當りては、此捕虜の奴隸は其迹を絶ちて、別に一種の奴隸制度起れり、即ち債主が負債者の債務を拂はざる者を捕えて、之を奴隸となすの習慣是れ也、

腕力の跋扈すべき未開の社會に、早くも金力の跳梁を見たるは、誠に不思議の現象也、而して此習慣の廢止が、國民の熱血に依りて行はれずして、一人のブルードンなく、一人のストウ夫人なくして、極めて平易に、極めて無邪氣に、國王の手に依りて、之を禁止せられしこそ面白けれ、今王は千八百六十八年即位後間もなく、一の法令を發して國內の奴隸を禁止し、破産條例を制定して、負債者の義務が財産に限られ、決して其身軀の自由に及ぼさざるを規定したり、貧民は之を見て歡呼の聲を放ちぬ、然れども專政に慣れたる富豪は、此法令に不服を唱ふる事を爲

さうりき、左れば暹羅國王は一片の法律に依りて、多くの奴隸を救ひ、何等の困難もなくして國內の奴隸を開放したりしなり、縱令其事實に於て尙奴隸社會の存在せりと雖も、王が法律を以て之を禁止し、以て其弊風改良の端緒を開きたるは偉とすべし、之を米國の南北戰爭を犠牲として、漸く國內の奴隸を開放し得たるに比するは、恰も日本の憲法を英國の憲法に比するが如く、實に雲泥の差ある者にして、暹羅國王の一大功業として記念すべき者也。

○教育の進歩

今王即位の始め、教育の必要は、暹羅國の貴族間に認知せられ、貴族の子弟は、相争ふて歐州に遊學したり、而して彼等が業を卒へて歸り來るや、皆高官に任用せられしかば、彼等は其文明の空氣中に涵養せられたる頭腦を以て、暹羅國內の文物を改良し始めたり。

彼等は多くの改良を圖ると同時に、將來の暹羅國民たる少年子弟の教育を盛にするを企てたり、學校は乃ち續々設立せられぬ、獨り英佛諸國の學士を聘して教師としたるのみならず、又た日本の人をも聘して教師としたり、今最近の調査に係る、文部省直轄學校を列擧すれば左の如し、

- 第一、貴族學校　サンスクリット語を學び印度の科學法律宗教を教ふる學校にして、校長はプリンス、ナルバル、ムカマト
- 第二、マハ、ダツ寺院内の大學校　校長クーン、ヴァカル、サヤサト
- 第三、スートワン、クートラフ學校　校長クートン、ヴァシト、スツツレール
- 第四、ワト、マハン英學校　校長バブラムサミール
- 第五、暹英學校　ピア、ナナと云へる貴族の邸内に在り、英語を教

ふ、校長はコーン、

第六、ノーマル大學校 校長ヤング

第七、音樂學校 校長ナイ、タード、

第八、美術學校 畫學教師日本人大山兼吉、彫刻教師、日本人島崎千六郎

第九、ラヂアクマリ大學 校長ピア、イサラフアン、ソボン

第十、スナングラヤ女學校 校長スミス

第十一、醫學校 教官モム、チヨウ、チアク、及びマシフアランド

第十二、バリ語學校 校長タルマダナチエリヤ、テラ

是れ千八百九十五年の調査にして、爾後多少の變更なきに非ず、現に第八の美術學校の如きは、廢止となりて、大山、島崎の兩教師は解雇せられたり、然れども此等の文部省直轄學校が、千八百九十五年迄、暹羅王國の

子弟を教育したるの狀は、之に依りて推知するを得べく、又多少の變更ありたりとするも、教育の改良普及を企圖せるとは事實なれば、之に依りて其進歩の程度如何を知るを得べし、而して此等の學校の外別に陸軍省の管轄中に貴族の士官學校あり、校長はサラウ、非セス、デデアウ、スにして、貴族の子弟を武官に養成するの教育を施せり、

然れども此等は唯暹羅國人の學校のみ、世界主義を抱き世界を救はんと企つる、歐米の基督教徒は、逸早やく此熱砂の内に來りて傳道しつ、別に幾多の學校を立て、暹羅國の子弟を教育せり、

第一、宗教學校 宣教師コロムベット校長たり、英佛暹三國語を以て、天主教の教理を基礎としたる高等教育を授く、佛語部はガントン及びマトラットの兩人主任として、一名の助手あり、英語部はリトリ主任として、外に四名の助手あり、暹語部はル井、ウ非ンドソル、及び

ナイ、ゼンの兩人主任となりて之を教ふ頗る盛なり、

第二、高等女學校　多くの天主教の女宣教師之を立つ、

第三、ガルト女學校　米國プレスビテリアン派の宣教師ガルト嬢之を立つ、

第三、小學校　米國プレスビテリアン派の宣教師コリンズ夫妻、マクキルヴァリー夫妻と共に之を立つ、

第四、グリフキン女學校　米國プレスビテリアン派の宣教師グリフキン嬢之を立つ、

第五、ウアン、ラン女學校　宣教師コール、クーパー、ベイツ、ダンラツ、ア四嬢協力之をウアン、ランと云へる地方に立つ、田舎の諸嬢多く來り學ぶ、

此等の學校が暹羅國の子弟に新らしき智識を與へ、新らしき道德を教

ふるの効は、年を追ふて現はれ居れり、既に盤谷府に於ては基督教の洗禮を受け、其教理を説明するを得る暹羅國青年の少からず養成せられたるが如き、亦此等の學校の生産ならざるなし、

○宗教の進歩

暹羅國の國教は、佛教にして、盤谷府の創定者が國中に起したる幾多の寺院は、今尙各人に尊敬せられ、僧侶が托鉢は多くの喜捨錢を集め得る也、

寺院は祝吊共に祭式を行ひ、僧侶は其式に列し、其威權甚重し、死屍は焼屍場に捨て、顧みず、國中亦一の墳墓なきを以て、寺院は頗る清淨也、僧侶の身を持する、頗る嚴にして、苟も婦女に接せず、酒を飲まず、金錢の如き、之を手にするを禁ぜるが故に、俗人の尊敬は一ト方ならず、内地の盜賊と雖も、僧侶のみは之を侵掠せざるを以て、内地を旅行せんと欲す

る者は、多く僧侶に扮して往くと云ふ、亦以て僧侶の威信の、國中に行はれ居るの情を察するに足る、
出軍の際は、寺院に於て大僧正の祈禱あり、兵士は之を聞て、後ちに兵陣に赴く、

緬馬國に通する道に、阿彌陀の大像あり、南面して大洋を望む、土人の口碑に曰く、阿彌陀の南面せる間は、決して國家の大事なければ、國民は安堵して可なりと、土人皆此口碑を信ずるを以て、暹佛事件の時の如きも、皆阿彌陀の南面せるや、否やを問ひ、其南面せるを見て、毫も色を動かさざりしと云ふ、信仰の厚き想ふべし、

歐米人の唯一の利器たる基督教は、逸早やく此地に入れり、佛教の勢力著大なるが爲めに、未だ其驥足を伸ばす能はざるも、彼等の熱心なる傳道は、既に各地に行はれつゝあり、

△天主教　會堂の數十六あり、内盤谷府に四個、アユチアに一個、チヤンタアに一個あり、其他は各地に在り、宣教師四十餘人、學校を立て印刷所を設け、傳道事業に要する種々の手段を取れり

△米國プレスビテリアン派　盤谷府、ラチアブリー地方、ベチアブリー地方、チエンマイ地方、ラコーン地方、ラムブーン地方、ブラー地方に會堂を設け、各會堂に宣教師數名あり、印刷所あり、學校あり、病院あり、何れも熱心に傳道せり、

△米國コングリゲーションナル派　ブラッドレー嬢、隻手を以て、此派の開拓に従事せり、

此等の宗教が他日誌を得るの日は、暹羅國民の品位を上くると、蓋し少からざるべし、

○文學の勃興

暹羅語は印度支那語の一種にして、ロース語、及びカムボヂヤ語に似たり、文字は梵字より一轉したる一種の佛字にして、其數四十八、母音十二字、子音三十六字、之を綴りて言語をなす、横文にして廣く通せず、歐洲の文明移入せらるゝと同時に、英佛の國語盛に行はる、貴族、大臣、其他高等官吏は、皆巧みに之を語る、而して英語は佛語よりも廣く行はる、暹羅國の官報あり、ラチアキチアヌベクサアと題す、王城内の印刷局より發行す、主筆はプリンス、クロム、ムン、ソモト、アモラベンなり、一年に數回發行す、

外字新聞三個あり、一を「盤谷タイムス」と云ふ、社長兼主筆はシー、ソーンと云ふ、社員多く頗る繁昌せり、倫敦タイムスの代理店たり、二を「暹羅フリー、プレス」と云ふ、社長兼主筆はリー、リーなり、三を「暹羅チブサアルツアル」と云ふ、社長兼主筆はエチ、ヒルマンなり、何れも英暹兩國の語を用

ひ、日々刊行せるが毎種の發行大概三百枚なり、又暹羅政府の印刷局に於て發行する雜誌あり、ヴァヂラヤナ圖書館の機關雜誌にして、主筆は一年毎に同圖書館の委員中より撰擧す、印刷業の繁盛に従ひて、文學の生産少からず、然れども暹羅國語は漸く英佛國語に壓倒せられて、暹羅王國內の文學は此等の國語を以て作られたる者に支配せられんとす、恐らくは暹羅固有の文學は、將來僧侶の手に委せられて、王國の文學界は英佛諸國の文學を以て支配せらるゝに至らん、

第六 社會

過去五十年間は、泰西の文明が、東洋に侵入したる時代にして、今や東洋各港は進化の急潮中に在り、暹羅の社會組織も亦日に進化し、漸く泰西の風に感染せるも、尙暹羅固有の風俗を存在する者少からず、殊に内地

の如きは全く暹羅的風俗を存する處多し。

○國王の誓言と宮中

暹羅國王は三年毎に、一回十五ヶ寺を巡拜して、佛前に五事を誓ふ、第一無辜を殺さず、第二人民を苦しめず、第三虚言を吐かず、第四酒を飲まず、第五他人の妻を犯かさず、是れなり其儀式甚だ莊嚴なり然れども王が宮中に於て平生此誓言を守れるや否やは、何人も之を疑ふ所あり、國王の兄弟、現今三十餘人あり、大概一回僧となれり、蓋し他に適當の學校なきを以て、僧となりて教育を受くる也、國王及び皇族の富は、莫大なり、從て其驕奢なる人を驚かすに足る、左れば各國の商人は宮中に得意を得んとを欲し、競ふて其道を求む、然るに宮中に入るには、女官の手より入るを最も利ありとす、故に女謁は盛に行はれ、宮庭内に意外なる秘密を藏す、

○暹羅の三大禮式

暹羅の禮式中、其重重なる者三あり、曰く結婚、曰く葬禮、曰く落髮是也、婚禮の正式なる者は、頗る日本の婚禮に似たり、男先づ其親しき友に向て、其意中の人あるを語り、之か周旋を屬し、其友は先づ之を其男の兩親に謀り、男の兩親之を諾すれば、之を女の兩親に謀る、而して女の兩親之を諾すれば、男家より一定の金額を女の兩親に送る、日本の結納料に譬ふべし、暹羅にては之を乳代と稱す、蓋し其女が成長したる乳の價を拂ふの意を含める也、乳代を受取りたる女の家よりは、多少の品物を男家に送り、婚姻を擧ぐるの日を定む、其日に至れば、新郎は菓物、牛豚肉等を澤山に積み、從者をして之を運ばしめ、多くの朋友に伴はれて、新婦の家に至り、式に列す、式場には僧侶第一の賓客として臨席し、昂然として式を執行す、先づ新郎新婦は相携へて僧侶を拜むと再三に及び、僧侶は兼

ねて用意せる所の聖水を頭より澆ぎ、其終生變るなきを誓はしめて、式を了る、是れ最も正則なる儀式にして、貴族大臣の間に行はる、一般中等以下の社會に於ける結婚は、極めて簡單にして、情人相携へて、一寸驅け落ちを試むるなり、而して三日四日の後家に歸りて、其許諾を兩親に歎願すれば、兩親は大概之を許すと云ふ寸法也。

葬式は佛教國の事として、頗る鄭重なり、死屍を棺に納めて後、僧侶の讀經を請ひ、供養少なくとも一週日に渉る、且つ其遺骸を永く家内に保存するの風習あり、永きは三年、短かきも半年位家内に留め置けり、而して愈々之を寺院に運びて、葬式を行ふに至りては、其式の仰山なると祭禮の如し、或は寺内に舞臺を掛け、芝居音楽等を興行せしめて、衆人の心を慰め、或は貧民を救助し、僧侶には勿論手厚き贈り物をなす、然れども其遺骸は概ね寺院に托して、別に墳墓を設けず、寺院は大概之を火葬にし、黄梁

一片の烟となして顧みず、

落髮の式とは上人が世を捨て、僧籍に入る時に行ふ式なり、寺院中の僧侶皆集りて之が爲めに讀經をなし、其一定の時刻に、住職剃刀を取て之に向ひ、頭髮より眉毛迄を剃り落し、愈々僧侶となれば、最早や此世に思ひ残すとなしとて、其所有の財寶悉皆を賣り、其金を以て幾多の伶人を雇ひ、幾千の僧侶俗人相伍し、笛太鼓鐘等を鳴らして、舞ひ踊りつゝ、市中を練り行くを禮とす、

○貴族の生活

暹羅は他の半開國と同じく、貴族專權の風習を馴致し、絶えて平民の權力なる者なし、現今の國王が夙に奴隸廢止の法令を發したるは、其外觀甚だ美なりと雖も、其事實に於ては奴隸なる者儼然として存在し、平民は皆貴族の爲めに働けるなり、左れば貴族は皆平民が收むる所の租税

を取て、傲然として其贅澤なる生活をなせり、其風俗習慣こそは、奇異にして卑陋なる者もあれ、彼等貴族の衣食住が、如何に驕奢なるかは他國人の想像に越えたる者あり

近來歐洲の風俗に感化せられて、大臣貴族中、西洋服を纏ふ者も少からず、出づるに馬車を用ひ、入りてはイローシー、チエアに倚れるも多し、家屋も半暹半歐の處あり、食物も西洋食を撰ふものあり、何事も日進の勢を以て改革しつゝあれば、純然たる舊暹羅の風俗を見難しと雖も、其現存する舊來の風習尙少からず、

家屋は此國の物産として有名なるチーキ材を用ひて作れり、我邦の樺の如く堅牢にして光澤あり、宏濶なる大玄關を此材木の一枚板にて作れるなど、誠に珍らしき者あり、暹羅固有の坐臥は、椅子を用ひず、室には絨緞又は藤蓆を敷き、其上に胡坐して語る、

衣服中禮服は金銀を裝飾したる、光彩燦爛たる者也、通常服は肌には襦袢を着け、布を腰に纏ひ、筒袖の上衣を着せるのみ、婦人は腰巻と乳巻に注意し、肩より背に輕羅の布をフソリと被れるのみ、熱帶國のとして衣服は何れも簡畧也、唯其用ふる衣服の品質には優美なる者多し、食物は米を常食とし、胡椒、芥子、葱、蒜、椰子、及び牛豚肉、魚肉、等を用ふ皿數少からず、調理濃厚にして、味甘し、

親戚故舊の間に吉凶の事あるや、盛なる贈物をなすを例とし、同種の者少なくも二百個三百個を贈る、左れば日本人の店に就て、此贈り物に用ゆる爲め、或は玩具、或は提燈、或は竹細工の類を求むるに當り、常に其數の多からざるを嘆ぜり、彼等は精巧なる竹細工の籠を、數種取り交えて十個宛百個送るよりも、同種の者を三百乃至五百贈るの風習也、如何に貴重すべき高價なる者と雖も、其數少くしては、彼等の意を満す能は

ざる也。

○平民の生活

平民の住する舎屋は、粗笨にして壁なく、板圍ひ、竹の柱に草の屋根、床として竹簧を作りたるは上等にして、土間に蓆を敷きたるも多し、且つ一群の平民はメナム河の浮家に住めり、小艇にバナナ、パイナップル、梨子、林檎、西瓜等を積んで、之をメナム河を往來する船客に賣り付け、以て其生活を續く。

貴族の邸宅には、少なくとも百人乃至二百人の平民、寄食して其用を達す、是れ奴隸制度の遺風を存せる也。

衣服は腰邊に布片を纏ふのみ、多くは裸躰なり、食物は米を以て作りたる一種のライスカレイにして、又好んで檳榔子を噛む、齒涅く、口臭し、平民か唯一の快樂は賭博なり、盤谷府内租税を收めて之を公開せる者七

個處あり、頗る盛なり、此等賭博場の近傍は、罪惡の巢窟にして、矢臺店、酒店、娼樓、劇場、寄席等あり。

○諸種の蠻風

熱帯地方の土人が有する諸種の蠻風は、皆暹羅土人の間に存在す、彼等は婦人を物品視して、之を賣買し、容貌の醜美に依りて、其價を定む、通常中等五十バートツ即ち我三十圓也、上等は七十バートツ下等は十四五圓より二十圓位也、而して既に之を買收し得る位なれば、又之を一個の賣品と見做し、其飽ける時に、他に賣るを得べし、此の如き社會の婦人は、憐れむべきものはあらじ。

賄賂は勿論公行せり、巡查が盜賊を捕ふるも些少の金を與ふれば、直ちに之を放つ、裁判官亦同じ、左れば盜賊は市内を横行し、道往く人の帽子を叩き落して、之を奪ひ、人の物干しに乾かし居る洗濯物をも取る、商店

の如きは物品をガラス障子の付きたる戸棚に入れ、錠を下し客の來りたる時はガラスの外より其所要の品を指示せしめて後之を開き其品のみを出して賣る、若し少しの油断あらば、彼等は何者をも盗み去る、其狀人の物を盗むを惡事となさざるが如し、皆平然として之を行へり、他の一種の蠻風は、死屍を鳥に喰はしむると是れ也、ウツサツクと云へる寺院に於ては、死刑に處せられたる死屍、又は葬儀費なき貧民の死屍を鳥に喰はしむ、幾多の禿鷲は、常に此寺院に在りて此人肉を以て養はる。

第五 日暹間の交渉

山田長政、天竺徳兵衛の名を知る者は、日本と暹羅が如何に昔時より交際せしかを知るべし、徳川家光、寛永の禁令は、總ての外交を滅却して、日本を東洋の一樂天國として封鎖したるも、其以前に於て、既に日暹間の交渉ありしとを忘るべからず、余輩は歴史の斷片を蒐集し、其形跡に考へて以て昔時日暹間の交渉の如何に盛なりしかを想像するの情に堪えず。

第一 維新前の交渉

日本が暹羅との交通は、文祿年間に始まる、即ち西曆千五百八十七年頃にして、暹羅に於ては第一王朝の將さに亡滅せんとする時なり、此時日本政府の主權者は太閤秀吉なりき。

秀吉天下を經略するの志ありければ、大に海外貿易を獎勵するの方針を取り、朝鮮征伐を起すの前數年、文祿元年に於て、海外に渡航せんと欲する者は、幕府の朱印を得て往來すべしとの法令を發したり、是れよりして所謂御朱印船なる者は、京以西の豪族に作られ、暹羅、安南、占城、呂宋、摩利加、其他東洋各國に往來したり、

秀吉は慶長三年に死し、徳川家康は慶長八年に征夷大將軍となりしも、御朱印船は揚々として日本海、支那海を往來し、更らに或る者は印度洋を渡り、ヴァス、コダ、ガマの航路を經て歐洲各國に至れり、其大膽なる事今日の日本人の膽大僅かに豆の如き者の比に非ず、而して慶長十九年大坂城陥り、秀頼自殺し、豊臣氏亡滅し、天下徳川の支配に歸するの前數年間、御朱印船の海外に赴きし者の甚だ少からざるは左の一表に依りて明かなり

◎御朱印許可表(慶長九年より十二年に至る四年間)

國名	慶長九年	同十年	同十一年	同十二年	計
安南	五	二	〇	一	八
占城	一	一	〇	〇	三
呂宋	三	四	三	四	一四
暹羅	二	〇	四	三	九
東京	三	二	〇	〇	五
太泥	三	二	〇	〇	五
順化	一	〇	〇	〇	一
西洋諸國	一	七	一	七	一六
迦知安	一	〇	〇	〇	一
東浦士	一	六	三	二	一二
密西耶	〇	〇	〇	一	一
摩利伽	〇	〇	〇	一	一
斐萊	〇	一	一	〇	二
總計	二一	二五	一三	一九	七八

慶長九年より十二年に至る四年間に、九隻の御朱印船は、暹羅國に赴くとを許可せられたり、平均毎年二隻以上に當る當時の航海力を以て、一年二隻以上の往來ありしを見れば、其交通寧ろ頻繁なりと謂はざるべからず、殊に慶長十一年の御朱印船は、最も大切なる使命を帯びて往きたり、即ち征夷大將軍徳川家康は、此年九月を以て暹羅國王に書簡を贈り、日本の軍器、鎧三領、長太刀十柄を贈り、鐵砲と奇楠を得んとを求めたり、歴史の記する所に依れば、家康は暹羅國の商船の日本に來泊せし者の歸るに托して、此等の物を贈りしとあれども、日本船既に暹羅に赴く事、四隻の多きに達せるに、家康何を苦んで暹羅商船に托せんや、余輩は乃ち此年渡還せし日本船四隻の内の一隻は、必ず家康の此使命を帯びし者あるを信せんと欲す、而して應長十四年に至りて、再び本多上野介正純に命じて、書を送らしめたるに、暹羅國王は使節を派して、書を寄せ

物を贈り以て交情を通じたり、
慶長十一年は西曆千六百六年にして、第二王朝の祖先フラ、シリ、シノ、ニモンタムが王位に登りて後三年なり、此王はフラバス山麓に釋迦如來の足迹を發見せし高僧にして、人民の崇拜一ト方ならざりしかば、治蹟著るしく顯はれ、在位二十六年の永きに及びし事とて、慶長十四年の交通も、亦此王の盛時に於て行はれし者ならん、
左るにても不思議なるは、此時日暹兩國の政權の推移に趣を同じくしたる一事、是れ也、(別第二王朝の項を参照せよ)家康は慶長八年、即ち千六百三年に征夷大將軍となりしが、フラ、シリ、シノ、ニモンタムも亦此年を以て王位に上れり、而して此時日本には豊臣秀頼、尙大坂に在りて、窃かに家康を忌むの風聞あり、暹羅には第一王朝の廢王、エカトサロットの子、アラ、スリ、サワ、アツク、別に王統を繼續して、窃かに王位を恢復する

の志ありき、然るに日本は慶長十九年、即ち西暦千六百十五年に、大坂城陥り、秀頼自殺し、豊臣氏全く滅びて、徳川の天下となり、暹羅に於てはアラ、スリサヲ、アツク千六百八年に、第一王朝の系を立て、自ら王と號せしも、在位一年二月にして、第二王朝の爲めに亡ぼされ、天下は此一世の妖僧の支配に歸したり、眞に暗合と謂ふべき也、唯家康は其子孫に秀忠家光の如き英才を得て、三百年を支配したるにアラ、シリ、シ、ニモンタムは其子の庸愚なりし爲め、遂に權臣の押領する所となりし之差あるのみ、

此の如き好機に起りたる日暹の交渉は、其後漸く頻繁となり、暹羅國の使節時々來りて將軍に謁したり、日本の記録に據りて、之を徵するに左の如し、

一 元和七年、即ち西暦千六百二十一年の八月、暹羅の使者二人、江戸

に來りて、誓願寺に宿し、九月朔日登城して將軍秀忠に謁見す、

二 元和九年、即ち西暦千六百二十四年閏八月二日、暹羅の使者來て前將軍秀忠に謁し、翌三日伏見城に於て新將軍家光に謁す、

此兩使は皆アラ、シリ、シ、ニモンタム王の使者たる事年月に依りて明かなり、同王は慶長十一年始めて家康と交通したる情好を永續したりし也、而して此頃山田長政は暹羅に在り、同國の日本街は勢力を振ひたりき、

三 寛永六年、即ち西暦千六百三十六年の九月、暹羅國の使節三名、江戸に來て康徳寺に宿し、同十九日登城して將軍に謁す、

此使節は第二王朝を亡ぼして、第三王朝を樹立したる權臣、カラホーム、スリスリウオングの命を奉じたる者にして、スリスリウオングは千六百三十一年に王位に上り居れり、

見るべし、日暹兩國の交情漸次に親密に赴きたるを、然るに徳川家光は別に見る所あり、寛永十三年を以て全く鎖國の主義を斷行し、家康が慶長十一年よりして鎖國主義の種子を蒔き、五百石以上の船舶を作るを禁じたる精神を服膺して、嚴重に一國を封鎖しければ、外交は此以後其迹を絶つに至れり、而して明曆二年、即ち千六百五十五年五月、第三王朝の樹立者スリスリウオンが位を其の子に譲るの前一年に、彼が在位中の最後の使者を日本に派遣して、其交情を永續せんとしたるも、家光は斷乎として之を斥け、其使節に面會せざりき、是れよりして日本は、渺たる孤島の内に、特殊の文明を涵養しつつ、花も紅葉も打ち忘れ、唯安閑と樂天の夢を結ぶの國となり、暹羅に於ける日本街は、イツしか消えて迹を止めざるに至れり、

第二 山田長政の傳

山田長政は、尾張の國に生れ、通稱仁左衛門と云ふ、幼にして儻不羈好んで兵を談じ、武事に通ず、故ありて人を殺し、罪を恐れて大坂に走り、駿府の商人瀧佐左衛門、太田次郎右衛門の海外に航するを要し、強請して其船に乗じ、先づ臺灣に至り、此處にて瀧、太田の兩人に分れ、單身孤劍、飄然として暹羅に入る、時は元和の初年、徳川將軍秀忠の治世にして、西曆千六百十五年、暹羅國は第二王朝勃興の時なりし也、時の暹羅國首府はアユチャに在り、國王は彼の高僧より一躍して、王位に上りたるシリ、シン、ニモンタムなれば、第一王朝の餘類、尙各處に在りて、時に叛亂の起るべき徴候ありければ、英雄の往て好機を伺ふには、最も適當の時期なりしなり、加之のみならず、關ヶ原に破れ、大坂陣に負けたる豊臣の臣下の、身を日本の國內に置き難きより、姿を商人に糞して、暹羅國に逃れ、此處に日本街を作りて、其殘生を送る者、無慮三百人あり

しかば、長政の如き志あるの士が、此勢力を利用して雄飛するには、最も適當なりしなり、

長政の日本街に来るや、其昂然たる意氣と、其衆に越えたる武術と、兵法に通じ武略に長じたる特性は、忽ちにして此街第一の勢力者となり、衆を畏服して、陰然一大殖民地を作りぬ、

偶ま六昆と稱する地方の酋長大舉して暹羅を襲撃しなければ、王は之を防禦するの方策を講じけるに、宰相の一人議を建て、曰く、日本街の日本人は頗る戦に熟し居るを以て、之を利用して、外寇を防がば、誤て破るゝも暹羅に害なしと、王之を妙とし、乃ち使を日本街に遣て、其援助を求めぬ、長政欣躍して之に應じ、三百の日本人を率ゐて、六昆兵と戦ひしが、此等の兵士は素より關ヶ原、大坂陣の殘黨にして、中には朝鮮征伐に従事したるものありければ、戦争には熟練したるが上に、長政が得意の兵

法、其指揮を誤らざりければ、唯一戦に六昆兵を撃ち破りて、凱旋の旗を上げたり、左れば暹羅國王は大に喜び、長政を召して其功を賞し、官を授け、政務に與らしめしに、日本文明の中に育ちし長政の識見は、忽ち群僚を凌駕して、國王の信任益々厚く、王妹を降して長政の妻とし、遂に累進して二萬石の領主となれり、

長政乃ち日本街の同胞を擧げて幕下とし、兵士四十人、雜兵百人、輕卒二百人に日本の軍裝をなさしめ、自ら甲冑を着け、鎗を横へて、馬上ゆたかに街上を往來しければ、見る者魂を飛ばし、魄を消して、其威風に服し、さながら鬼神の如くに敬ひける、

其後各所に第一王朝の殘黨起りて、屢々地方を騒かせしかば、長政は毎に兵を率ゐて之を平げ、威名國內に轟き、遂にイヒル地方一帯の領主となりけるが、イヒルの城には家臣大塚十左衛門を置て、其地方を治めし

め、身はアエチアの王城に止まり、次席の大臣として國政を料理したり、而して此時代より國王を勸めて、盛に日本の徳川將軍家と情交を通せしめたり、

シリ、シン、ニモンタム王は、在位二十八年にして死去せしが、死するの前一日宰相スリスリウオングと次席大臣たる長政を左右に招きて後事を托し、且つ曰く、願はくは兩人太子ヲタロットを補佐し、此王朝の運命を永久に傳へよと、然るに長政はヲタロット王即位の翌年を以て、領地イヒルに赴き、暫らく領内の鎮撫を務めければ、王城にはスリスリウオング一人止まりて、専ら政權を掌握したり、

當時ヲタロット王の齡、僅かに十三歳にして、故ニモンタム王の妃は、年尙壯なりければ、スリスリウオングは此大妃に通じ、竊かに王朝を傾けんと企てたり、

新王はスリスリウオングの非望を聞きて、大に驚き、侍臣と謀りて、之を殺さんとせしに、大妃は早やくも之を探知して、大に怒り、ヲタロット王を自家の宮中に招きて、之を毒殺し、倉惶葬を收め、令して曰く、新王暴かに病死したれば、弟アヒタヤウオングを立て、王となすと、アヒタヤウオングは時に歳僅かに九歳なりき、

長政イヒルに在りて、此秘密を聞き、慨然として故王の大業の傾かんとするを嘆じ、義兵を起して亂逆の臣を誅せんと謀り、潜かに軍備を整えけるに、當時暹羅國內に大妃とスリスリウオングの畏怖する者は、唯長政一人なれば、大妃は其臣チャントホウと稱する機轉ある男を使として、イヒル城に至らしめ、巧言令色を以て巧に長政を籠絡し、長政の長子カインの領土として新に六昆地方を與ふるの辭令を下し、且つ曰く、長政外に在るが爲めに、國政の振はざる者少からず、速かにアエチア城に

來て、新王アヒタヤウオングの政務を助けよと、長政此優渥なる恩命に接して、心甚だ感ひしが、チャントホウは長政及び其子カインを招き、カインが新に封土を得たるの大祝宴を催したり、人を欺かざる長政は、チャントホウに欺かれて、此祝宴に列し、遂に毒酒を飲まされ、之に依りて千六百三十一年、即ち日本寛永二年に、果敢なくも、異境の土と消えて、空しく恨を千秋に遺したり、

カインは父の毒殺せられたるを憤りて、復讐の兵を挙げしが、長政既に在らざれば、兵氣振はず、一敗地に塗れ、逃れてカムボチアの國王に依頼し、遂に志を成さずして同國に客死しければ、長政の系統は此に亡び、暹羅に於ける日本人の勢力、悉く消え失せて、又迹を止めざるに至りぬ、大妃とスリスリウオングがアヒタヤウオングを立てしは、唯長政を畏れしが爲めにして、長政既に死すれば、最早や天上、天下に畏るべき者な

ければ、千六百三十一年長政の死報來ると同時に、アヒタヤウオングを廢して、スリスリウオング自ら王となり、第三王朝を起し、大妃を改めて自家の王妃となしたり、

想ふに此王妃は曩に變亂に死したる朝鮮王妃の類か、既にニモレンタム王を助けて、第二王朝を起し、更らにスリスリウオングを助けて、第三王朝を樹立したるの手腕、真に驚くべき者あり、惜しむべし、暹羅國史散逸して、此一世の俠美人の事跡を記せず、今唯長政を殺したる女性として、其一端を伺ふを得るのみ、

第三 明治の交渉

明治維新と共に、日本が鎖國の門戸を開て、廣く世界と交通を始めてより、明暦二年以來、二百三十二年間杜絶せし日暹間の交通を復活し、千八百八十七年、即ち明治二十年に於て暹羅國外務大臣デヴァウオングセ

親王は、侍從ヅアスカラウオンクセ(現文部大臣)を従へて日本に來り、將來平和親睦の交通をなすとを約し、他日を以て完全なる通商條約を締結するとを豫約したり、而して其結果として明治廿一年一月廿七日を以て、公布せられたる、日暹例約なる者は、左の如し、

日暹例約

朕帝國と暹羅國との間に締結したる修好通商に關する宣言を批准し、茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治廿一年一月廿七日 内閣總理大臣兼外務大臣伯爵伊藤博文
日本皇帝陛下及暹羅皇帝陛下は嘗て兩國の間に存在せし友誼親睦の關係を再起し且將來締結すべき條約の基礎を定めんと欲し日本皇帝陛下は外務次官從三位勳二等孛瀨西赤鷲大綬章孛瀨西王冠大

綬章和蘭ライオン大綬章子爵青木周藏を全權委員に命じ暹羅皇帝陛下は外務大臣ゼ、モースト、ゼークレット、エンド、エンシエント、オルドル、オフ、ゼ、チイン、ゼムス及びゼ、モースト、イラストリアス、オルドル、オフ、ゼ、ハウス、テフ、チャクル、クリイノ、ナイト、チユラ、チヨム、クラチ大綬章ホワイト、エレフアント大綬章暹羅王冠大綬章デヴァウオンクセ親王を其全權委員に命じ双方互ひに其委任狀を示し、其正實適當なるを確認し、左の宣言をなすとを豫定したり

宣言

此宣言批准の日より以後兩締約國間並びに其國民に永遠無窮の平和親睦あるべし

兩締結國は互ひに其朝廷に外交官を派出し又最惠國領事の駐在し得べき各海港市府に總領事若くは事務官を置くの權利を承認す

兩締約國は可成的兩國間並に其臣民間の通商及航海を奨励し且つ之に便宜を得せしむるとを約す完全なる條約締結に至るの前に兩締結國の一方の臣民通商又は他の正當なる目的を以て他の一方の領地にして最惠國の臣民に通商を許す場所に来る時は身軀財産の保護及び公平無私の待遇を受くべし

前陳の事件に關する詳細の事項は兩國間將來の條件を以て之を規定すべし

此宣言は可成速かに遅くとも調印の日より四ヶ月以内に批准し東京に於て其批准書を交換すべし

右證據として双方の全權委員は此宣言書に記名調印する者也

明治二十年九月廿六日即ち陰曆クン年アサユシヤマース月九日暹羅曆紀元千二百四十九年九月西曆千八百八十七年九月廿六日

青 木 周 藏印

デツアウオンクセ印

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐みたる日本國皇帝陛下此書を見る汝有衆に示す

帝國及暹羅國の間に嘗て存在せし交誼親睦の關係を再起し且つ將來締結すべき條約の基礎を定めんとを欲し明治廿年九月廿八日東京に於て帝國及暹羅國兩全權委員の記名調印したる宣言文各條目を朕親しく閲覽點檢したるに善く朕か意に適し間然する所なきを以て右宣言を嘉納批准す

神武天皇即位紀元二千五百四十八年明治廿一年一月廿日東京帝宮に於て親ら名を署し璽を鈴せしむ

御名 御璽

外務大臣伯爵 伊藤博文

デヴァウオングセ親王は、東京に來り此例約を締結して、後、日本の名所古迹を巡遊したるが、當時英語に巧みなるか爲めに通辯として従ひ來りし侍徒パスカラウオングセ(現文部大臣)は、日本人の子を得て、暹羅國に携へ歸らんとを望みけるに、其頃外務省の官吏たりし人の親戚に、福島縣士族山本某なる者ありて、此事を聞き、其子安太郎が當時十七才なりけるを、パスカラウオングセに托せんと申出で、パスカラウオングセは喜んで之を承諾し、安太郎を従へて東京を出發したり、然るにパスカラウオングセは又神戸に於て日本品の買物をなさんとして、某商店に立寄りしに、其店に働きし少年の極めて機敏なるを愛し、之を安太郎と共に暹羅に連れ歸らんと欲したるに、此少年亦慨然として之に従ひたり。此少年は是れ愛知縣人山本銀介と稱し、當時安太郎と同年なりき、而し

て此兩人はパスカラウオングセの庇蔭に依りて、暹羅の貴族學校を卒業し、暹英兩國の語に精通したり、左れば日暹交通以來、世界に於て日暹兩國間の通辯を兩國語を以て十分に爲し得る者は、唯此兩人ありしのみ、恐らくは今日と雖も、日本人にして十分に暹羅語を解する者は、唯此山本安太郎一人のみならん(山本銀介は昨年岩本千綱と共に内地に入り東京近傍の河内府にて死す)日本の醜業婦は、明治十七八年頃より早やくも盤谷府に侵入して、日本人の代表者たりしが、眞面目の日本人にして暹羅に至りしは、日本開國以來此兩山本を以て始めとす、千八百九十一年、則ち我明治二十四年に於て暹羅國文部省より、我文部省へ紹介し、日本人の畫工一名と彫刻師二名を雇ひ入れたき旨を申込み、我文部次官辻新次と暹羅國文部次官ウーヂー、カルボーヂとの間に數回の交渉あり、雇入條約文に關しても、双方より再三の修正ありて、愈

々翌二十五年二月廿二日を以て、左の契約書を交換し、畫工大山兼吉、彫刻師島崎千六郎、伊藤金之助の三名は、暹羅國の雇日本人となれり、

契約書

暹羅國文部省を代表する文部次官ウー、デー、カルポーチは第一方となり日本人大山兼吉島崎千六郎伊藤金之助の三名第二方となり取結ぶ契約書左の如し

第一條 第一方は第二方大山兼吉を木版製圖師とし島崎千六郎伊藤金之助を木版彫刻師として第二方の暹羅國盤谷府到着の日より滿三ヶ年間暹羅國文部省に備入るべし

第二條 第一方は第二方島崎千六郎に一ヶ月墨銀七拾弗大山兼吉伊藤金之助に各一ヶ月墨銀六拾弗宛を支給し、第二方三名が盤谷府に到着の日より各解約の日迄毎月末日に其計算をなして之を支

給す但國庫より右金額引出方に時日を要するを以て其支給すべき月の一日より遅くとも三ヶ月以内に其支給當日の相場に従ひ暹羅國通貨チホルを以て支給すべし

第三條 第一方は第二方三名が日本東京より暹羅國盤谷に至る旅費として一人に付墨銀參百五拾弗宛を支給し、第二方三名が契約書に調印したる旨通知を受けたる時直ちに日本東京文部次官へ送付すべし

又同時に第二方の職務たる木版製圖及び彫刻上必要な機具買入費並びに第二方の監督に附すべき生徒二十名傳習上必要の機具買入れの費用として墨銀二百弗を送付すべし但右機具は條約期限滿期後盤谷文部省の所有に屬すべし

第四條 第二方第一條の期限中其職務を行ふに付ては其監督の

權ある暹羅國文部省官吏の指揮に従ふべし

第五條 第二方中疾病又は避くべからざる事故に依りて欠勤最初より引續き三ヶ月以上に至る時は之を解約するを得べし

第六條 第一方に於て其都合に依り第一條の期限中第二方の三名又は其中の或る者を解約せんとする時は第一方は第一方の意見に依り其解約の月末に至る迄の給料全額を支給すべし

第七條 第一條の期限満期に至り若くは第五條及第六條の事故に依りて解約する時は第一方は第二方に於て能く其職務を盡し第一方を満足せしめたる場合に限り第二方の解約者に暹羅國盤谷府より日本國東京に至る旅費として一人に付墨銀二百九十弗を解約當日支給すべし

第八條 第一條の期限満期に至り尙本條約を繼續せんと欲する

時は第一方は第二方に對し期限満期三ヶ月前に於て其旨通知すべし

第九條 第二方の中自己の都合に依り第一條の期限中解約せんとするものは三ヶ月以前に第一方へ其旨を通知すべし但し第二方に於て就職後滿一ヶ年能く其職務に従事するとなくして右解約の通知をなす場合には之を許すと許さゝるとは第一方の權なり

第十條 第二方三名暹羅國盤谷府へ到着の日より其業務を取るに差問なきに至る迄執業時間中第一方より日本語を解する通辨者一人を附すべし但通辨の費用は第一方に於て負擔すべし

第十一條 此契約に於て第二方三名は各單獨に第一方に對して其權利義務を有す故に第二方三名の内解約死亡棄權其他の原因に依りて第一方に對し第二方の地位を去る者ありとも其他の者の有

する此契約上の権利義務に少しの影響なきものとす

第十二條 第二方の暹羅國盤谷府に到着の上は第一方より第二方の者へ相當の家屋又は宅地を貸し渡すべし

第十三條 本條約は同文同意の二通を認め双方一通宛保存し置くべし

契約書の調印済み、之を日本より暹羅に送り、暹羅より金員を送附し、之を以て機具を買ひ、出發の準備をなすに、五ヶ月を費やし、大山、島崎、伊藤の三名は、千八百九十二年八月の初旬を以て、日本を出發し、先づ香港に至り、便船を求めて、柴昆より盤谷に赴きしが、三名共に少しも外國の言語を知らざりしかば、旅行中滑稽の事も多く、船の柴昆に着せし時、上陸して此地の有名なる公園を見んと欲せしが、之を道路の人に尋ねるに、言語の通せざるが爲め、少しも要領を得ざれば、大山は紙に公園の圖を

書て漸く案内者を得、之を見物するを得たりと云ふ、而して彼等一行の九月四日を以て盤谷府に着するや、頻りに文部省を尋ねしも言語不通にて困却せしに、之を日本人と見て取りし土人は日本醜業婦の家に導きたり時に東洋各港を股に掛けし、上海婆なる者此地に在り、此一行の案内をなして、恙なく文部省に送り、それより山本安太郎文部省雇の通辨として萬事を辨せしかば、此等の三名は何等の不自由なく暹羅貴族の子弟二十名に製圖彫刻の技術を教え、其後監獄署の囚徒にも之を教へたり、而して伊藤金之助のみは不幸にも中途に病死し、大山島崎は滞りなく三年の任期を務め、非常の優遇を受け、第七條の旅費を給せられて、千八百九十五年(明治廿八年)十月に歸朝したり、

千八百九十三年の暹佛事件の時、盤谷府に在りて、親しくメナム河口の砲聲を聞きたる日本人は、僅かに九名にして、山本安太郎、山本銀介、大山

兼吉、島崎千六郎、伊藤金之助の外、千八百九十一年に、伊太利國より渡來して、今日に至る迄建築會社に従事せる佐々木壽太郎と佐々木の從者三名なりき、然るに此事件を聞て、驟起して暹羅に赴きたる日本人兩名あり、曰く岩本千綱、曰く石橋禹三郎是也、岩本は軍人出身にして、膽力あり、石橋は種々の小説的經歷を有する才子なりしが、此兩人は圖らずも香港の旅館に會し、共に暹羅に赴き、暹羅を助けて、佛國の暴威を制するの策を講じたり、而して岩本は十一月に盤谷に着し、石橋は一便船遅くれて盤谷に來りしが、暹佛事件は既に十月を以て落着し居りしかば、岩本も石橋も先づ第一の目的を逸したりき、然れども彼等は山本安太郎を通辯として、先づ文部大臣パスカラウオンクセを説き、次に農商務大臣スラサシヂ、モントリを説き、日暹同盟の策を畫し、其一着手として日本農夫移植の法を立てしに、暹羅國大臣等皆日本人の義勇あるを慕ひ

し折柄とて、大に之を賛成し、文部大臣は岩本、石橋を其別邸に置き、農商務大臣は其の所有地所なるサラヂンと云へる處の耕地、若干町歩を此兩人に貸與するの契約をなしたり、彼等兩人は乃ち日暹殖民協會なる者を設立し、大に爲す所あらんとせしが、天未だ彼等に幸運を與へざる歟、爾來數年間種々の運動を試みたるも、未だ何等の成果を得ざる也、千八百九十三年の革命後、間もなく、日本の陸軍參謀本部附の士官兩名は、暹羅に來りて、國情を偵察したり、又翌九十四年五月、日本政府は新嘉坡駐劄領事齋藤某を稻垣滿次郎と共に盤谷府に派遣し、兩人は滯留十日ばかり、暹羅の大臣及び各國外交官の間を歴訪して去る、齋藤稻垣の暹羅に至りたる時は、彼の岩本、石橋等と相反目せしが、稻垣も岩本も日本に歸り來りて、暹羅の國情を日本に紹介するの點に於ては、双方共に十分に務むる所ありき、而して政府をして暹羅に日本領事

館を設置せしむるの運動起り、東邦協會の建議あり、帝國議會亦同様の建議案を通過し、遂に本年に至りて公使館を設け、稻垣滿次郎を以て公使となすに至れり、

以上は維新以後暹羅に於ける、日本人の行動の重要なを記したる者なり、尙暹羅に於ける日本商店の歴史を畧叙せば、左の如し、

第一 野々垣商店 (既閉)

千八百九十一年の頃名古屋の人野々垣某、雜貨店を開く、山本銀介之が通辯たり、六ヶ月にして閉店、是れ實に盤谷府に於ける日本商店の嚆矢たり、

第二 日羅商會 (既閉)

千八百九十五年一月、日羅商會起る、神戸の豪商後藤某資本家たり、河合某及び山本銀介、之が主幹として雜貨を賣る、翌九十六年一月三十日、全

店を擧げて我圖南商會に買ひ取り、山本銀介は我商會員となる、

第三 大山商店 (既閉)

暹羅政府の雇書工たりし、大山兼吉の兄大山周藏、元來日羅商會員たりし者、千八百九十五年八月別に一個獨立の麥酒店を開く、石橋禹三郎顧問たり、翌年四月閉店、

第四 櫻木商店

長崎の人山崎喜八郎千八百九十五年八月之を開く、雜貨を賣りて今日に至る、

第五 圖南商會

千八百九十五年十一月之を開く (序文參照)

第六 都築商店

千八百九十六年四月開店、雜貨を賣る

第七 大山商店

麥酒店を閉ちたる大山周藏は千八百九十六年十月より陶器店を開きたり、

第八 中村彌六の材木買入れ

千八百九十六年十一月東京木材會社々長中村彌六暹羅に來て盤谷府の木材會社と特約し、此國特産のチロキ材を買ひ出し之を日本に輸入するの業を始む、

第九 日暹貿易會社 (既閉)

千八百九十六年十一月海軍少機關士馬場新八渡暹して此會社を設く、一ヶ月にして閉店

其他磯永海洲の千八百九十五年二月より寫真店を開けるあり、三谷足平の千八百九十四年九月以來醫師を開業し、中途にして廢業したるあり

り醜業婦上りの婦人にして麥酒店を開き、頗る繁昌せし時、火災に逢ふて、失敗せし者あり、而して本年三月現在の日本人統計に依れば、暹羅在留日本人總數は五十一人、内男二十四人、女二十七人にして、男は商業店主四名、商業店員四名、醫師一名、畫工一名、寫真師一名、鼈甲師一名、建築技師一名、建築助手一名、通辯一名、語學生三名、内地探檢者二名、(岩本千綱、山本振助)商業視察者二名にして、残り二名は醜業者、戸主なり、又女は醜業婦十五名、外人妾四名、醜業者の妻二名にして、残り五名は通常人の妻なるも、素より醜業婦上りの者なりしが、此内山本振介は既に死し、岩本千綱も今は歸朝せり、而して公使館設置の爲め、稻垣公使始め書記官等在留せり

第六 將來の暹羅

(亡滅か否尙一縷の望みあり)

英佛兩國が常に暹羅の間隙を伺ひ、之を奪ふて以て自家の領土とせん
とを望めるは、最早や蔽ふべからざるの事實也、而して千八百九十三年
頃迄此兩國が相争ふの觀ありしは、暹羅を愛する識者の竊に喜ぶ所な
りしが、英佛兩國の政治家は相結托して暹羅を分割するの方針を立て、
千八百九十五年に於て、佛國はチャンタプーンを永久占領となし、英國
は馬來半島中の暹羅領を掠奪したり、
國に兵備と云ふ者なく、民に氣慨と云ふ者なき、此國に對して、英佛兩國
の勢力を加えられては、到底永く其獨立を保つ能はざるや明かなり
現今日本駐劄佛國公使アルマンが屢に暹羅國盤谷府駐劄の領事とし

て其敏腕を振ひし以來、佛國領事は諸外國人の中心となり、威望之に及ぶものなきに今日は之に加ふるに英國の勢力を以てするが故に暹羅政府の権力は著るしく制せらるゝの傾あり人の暹羅を以て亡國の徴現然たりと謂ふも亦宜べなり、

然るに此際國王は如何、

三千の美姬を擁して、宮中に安眠を貪るのみ、

然るに大臣貴族は如何、

文部大臣パスカラウオンクセと農商務大臣スラサクヂを除くの外は

日夜宴樂を事とし、又國事を憂ふるものなし、

然らば國民は如何

「國王の爲す所ならば何事にても服従すべし」(Kong maigahm, Djowwa snahm; dong dahn Djow)と云ふ方針にて、一人の義を辨し理を語るべきも

のなし、

國王此の如く、大臣貴族此の如く國民亦此の如きも、若し此國にして何の取る所なき貧乏國ならば依りて以て僅かに滅亡を免れん、然るに此國は然らず土地豊饒にして、物産多く、輸出の高は輸入品の價を仕拂ふて、尙年々六七百萬弗を残せり、歐米各國の人をして、垂涎三尺ならしめざらんと欲すとも豈得んや、

左れば佛國の商業視察員ド、オルレアンは、暹羅及び東京地方を視察し巴里に歸りて

將來の事業は亞細亞の東方に在り、暹羅及び其近傍は遺利山の如し、公等何ぞ往て之を拾はざる

と言ひ、盤谷駐劄の米國公使ジョン、ペレットは、屢々書を米國の商業會議所に送りて、

英獨諸國民が東方に於ける商業的運動の如何に活潑なるかに注意せよ、佛露諸國の東方に於ける政治上の運動の如何に目ざましきかに注意せよ、是れ東方に遺利多ければ也、と言へり、余輩は是れより以後暹羅の國事の益々多端ならんとを想望す、

今春三月余輩は一の飛信を得たり、其文に曰く

暹羅國王の皇甥にフリンズ、ダン、チョンサイとて本年四十五歳の皇族あり曾て倫敦駐劄の英國公使として深く泰西の事情に通じ暹羅皇族中最も有爲なる人なるが去歲九月廿五日より錫蘭島に渡航し十一月五日彼が胸邊に燦爛たる世界各國より受領せし十八勳章を暹羅政府に返上し自ら帶劔を折つて錫蘭の大僧正スノホテイの膝下に剃髮の禮を受け時事日に非なる暹羅の國情を他所に見て彌陀

の徒弟となりたるも未だ俗情を解脱する出世間の悟道を得ず時に暹羅の空を眺めて將に宗祖傳來の暹羅の土壤が英佛の間に分割せらるゝの大慘劇を夢想し居常快々樂まざるの色ありと云ふ噫

余輩は實にチョンサイ親王の愛の決して杞人の憂に非るを見、親王剃髮の情を察して一掬の涙なき能はざる也、

然れども余輩は此國の前途に對して、未だ全く失望する能はざる也、尙一縷の望みな、き能はざる也、

何を以て之を言ふ、

文明東漸の勢は自然に暹羅人の智徳を教養しつゝあり、千八百九十五年に死したる皇太子マハ、パサルンホス親王が、千八百八十八年より千八百九十四年に至るまで、英國テクスフォールド大學出身の學士に依りて、薰陶せられたるが如き、貴族ダムロン公が千八百九十年に教育制度

を一新し、貴族の男兒の爲めにラジャクマール大學を作り、女兒の爲めにスナンドラヤ女學校を設けて大に泰西の文明を導きたるが如き、シヤルーン公、ラバー公、キチヤカウン公等が皆英國の陸軍大學校を卒業したるが如き其他貴族にして英佛兩國に遊學したるもの多きが如き、其子弟亦現に歐洲に遊學せるもの多きが如き、皆他日暹羅國の危窮を救ふの要素たらずんばあらず、

特に當路者が意を泰西の制度に傾くるの熱心なる、伯耳義の國法學者、マヤクミンを顧問として政事上萬般の事に關して諮詢し、農商務大臣、スラサクチ、文部大臣、パスカラウ、オングセの如き世界の大勢に通じたる人物が、身を以て國に許し、一意熱心に國政の改革を圖れるに至ては、余輩は或は國運の豫想外に永續するとあらんことを想はずんばあらず、

且つ本年五月、國王が歐洲漫遊の途に上りたるの一事は、必ず將來の暹羅に偉大の關係を生ずべし、

彼はセントピータルスボルクに於て露國皇帝と親密なる友誼を締したりとの報あり、是れ他日露國が手を亞細亞の南部に着くるの導火線たらざる乎、

若し夫れ、日本にして他日國力の餘裕を生じ、暹羅を助けて、支那朝鮮と共に完全なる東洋の四大獨立國たらしむるを得ば、余輩が理想の第一歩は明かに實行せられたる者也

附録暹羅渡航者案内

暹羅に渡航する人の爲めに、出發より上陸迄の案内を略説すべし。

第一 渡航券

海外旅行券は、其本籍管轄廳に於て、其手續を爲すべきものなれども、又其乗船地の管轄廳にて、其手續をなし得るの便宜あり、一時寄留の名義を以て、其乗船地(横濱、神戸、長崎)宿屋、或は相當の資格ある住民の内に寄留し、而して其寄留地の市役所を経て、府縣廳に願ひ出づれば、便船出帆の間に合ふ様、旅行券を得べし、神戸等にては一時寄留承諾料として、宿屋が一人三圓宛を徴す。

第二 税關検査

税關は手荷物を検査するを以て、大概は其手荷物を確かなる宿屋に任

せて、其手續を運ばしむべし、

第三 便船の順路

日暹間に直接航路なし、香港或は新嘉坡に往きて、盤谷行の便船を求めざるべからず、

香港及び新嘉坡迄は、ピーター會社、太平洋漁船會社、エム、エム會社の外、佛國郵船も有り、

香港より盤谷迄は時として一週間便船なきとあり、且つ其便船には支那人の乗組多くして、待遇粗末なれば、船に弱き人は、非常の苦痛を感ず、香港より新嘉坡を廻はりて往けば、其日數の上にも、費用の上にも、損あれども、船の苦痛は却て少し、

第四 航海日數

横濱より神戸迄一晝一夜、神戸より香港迄一週間、香港より柴昆を経て、

盤谷に直航すれば、凡そ一週間なれば、計算の上にては十六日ばかりにて往くを得べきも、香港より盤谷直航の船を求むるには、少なくとも香港に二三日を費やし、不運の時は一週間の滞留を要するを以て、航海日數は、先づ普通早やくも三週間と見るべし、

又香港より新嘉坡を廻りて往けば、香港新嘉坡間を一週間とし、新嘉坡盤谷間を四日とし、香港より十一日を費やさざるべからず、

我圖南商會員の經驗に於ては、或時は横濱より盤谷迄四週間に費やし、事あり、如何に早やき時と雖も、片道を二十日より少なき日數にて往來したるとあらず、

第五 渡航費用

神戸より香港迄、佛國郵船にて下等二十二圓なり、横濱より乗るも長崎より乗るも同價也、

神戸より新嘉坡迄は下等四十五圓也、

香港より盤谷迄は上等七十圓、下等十二圓也、

新嘉坡より盤谷迄は上等二十圓、下等四圓也、

以上は漁船の船賃也、然れども好便に乗れば、神戸香港間十二圓位にて乗り得べきを以て、盤谷迄二十四五圓にて往き得たるものあり、若し船賃丈五十圓出す積りにて、新嘉坡を廻りて往けば、先づ非常の苦痛は無かるべし、

船賃の外に必要なるは端舟料と、香港新嘉坡の宿料なり、

端舟料は香港四十錢、乃至八十錢、新嘉坡は十錢、乃至二十錢、盤谷は二十錢、乃至五十錢、

香港に於ける旅館は、日本人の宿屋を營業せる者、東洋館、今泉、大高等あり、宿料普通六十錢、特別壹圓也、若し香港ホテルに宿せば、一泊四圓乃至

六圓也、

新嘉坡に於ける旅館は、グヰクトリアホテル三圓、日本人の建てたる扶桑館、普通壹圓、特別三圓、外人ホテルは、四圓乃至六圓也、

船中にて一杯を傾けるとも有るべし、用を頼みたるボーイに小使をも遣らざるべからず、香港、新嘉坡に滞留中或は友人を訪問し、或は名所を見物するに、車を雇ひ、案内者を頼むの費用もあるべし、

之を總計して日還間の渡航費一人百圓とすれば、普通にして、百五十圓とすれば、下等乗客として十分也、

第六 携帯すべき必需品

衣服は夏物を用意し、フロックコートは禮式の時に必要なれば之を携へ置くを要す、シャツ、ズボン、下靴、ハンカチ等は清潔なるを澤山携ふべし、海外に出でしは此等の品高價なれば、日本より携ふるを可とす、又

腹巻を携ふべし

食料にはブランドイ、葡萄酒、罐詰、烟草等を用意すべし、香港より盤谷に直航し下等支那人と伍して、支那の下等なる料理を食せざるべからざる時は、何れも死する程苦しき想ひあるべし、此時所携のブランドイを傾け、酔ふて以て鬱悶を遣るは、頗る妙なり、又罐詰を出して食すれば、飯を凌ぎ得べし、

毛布は成るべく二枚乃至三枚を携へ、別に敷蒲團の厚きを用意すべし、安樂椅子をも用意すべし、金盞を一個持参すべし、

尙茶、醬油、梅干、鯉節を携ふるを可とす、パン又はビスケットを少々用意すると必要なり、

然れども此等の携帶品は、下等に乗る人の爲めに言ふ也、上等ならば安樂椅子、金盞などは無用なるべし

明治三十年九月十四日印刷
明治三十年九月十七日發行

定價金二十錢

編輯者

石川安次郎

麹町區内幸町一丁目五番地

印刷者

高田乙三

京橋區西紺屋町廿六七番地

發行所

經濟雜誌社

京橋區彌左衛門町七番地

印刷所

英舍

京橋區西紺屋町廿六七番地

合名 經濟雜誌社發兌書目廣告

●故文學博士中村正直先生序 ●經濟雜誌社編輯

日本社會事彙

大本全三冊 定價金十六圓

此書は國初より明治の今日まで政治、制度、法律、理財、商業、工藝、風俗等、百般の沿革を統記し題字を五十音の今日に存するもの大約之をに分ち索引を便ならしめ且つ **圖畫** の今日に存するもの大約之を挿入せし國家無二の寶典なり

●故文學博士中村敬宇先生及香亭中根淑先生序 ●經濟雜誌社編輯

訂正増補 大日本人名辭書

大本全三冊 定價金拾二圓

(附表) 皇統、親王家、藤原家、平氏、源氏、北條氏、新田氏、足利氏、織田氏、豐臣氏、徳川氏、皇學家、儒者、醫師、武術諸流、刀劍師、金工、佛工、宗門、繪畫諸流、猿樂、相撲、淨瑠璃、長唄、俳優、茶流、俳諧、系圖、及び大日本偉人年表
此書は本邦の帝王皇妃賢相名士勇將碩學高僧詩家歌人畫工巧匠等より俳優絃家狹客名妓等に至るまで凡そ名ある者は皆之を網羅したるものにして其傳記二萬有餘に及べり故に我國古來の人物を知らんと欲せば此書に就て求むるより善きはなし

●衆議院議員田口卯吉君著 ●香亭中根淑先生跋

日本開化小史

和本 定價金七拾五錢
全六冊 郵送料金八錢

右は日本開關の始より戊辰の變に至る迄政治上社會上及人心上に顯はれたる事件を記載したるものなり

●故金谷昭君譯 ●法制局參事官小池靖一君跋

古代商業史

菊一冊 價郵稅共金四拾錢
全一冊 綴

右は英國モリス、ウイリヤム、ギルバート氏が愛爾蘭地方銀行の「オーターフオールド」支店の支配人たりし時「オーターフオールド」の文學會に臨みて講述せし者にして古代、埃及、希臘、タイル、カルセーション及び羅馬の商業を詳述せる書なり

●英國碩學ダーウイン氏著 ●文學士立花銑三郎君譯

生物始源一名種源論

四六判 價郵稅共
全一冊 金壹圓五拾錢
本綴

此書は英國の碩學チャールズ、ダーウイン氏が現世紀に於て進化論を道破し、造化の幽妙を闡き、空前の玄理を明にし、皆に生物一科學に於けるのみならず學術界思想界の全般に一大革新を促し以て第十九世紀の文物をして光彩陸離たらしむるものなり

●文部省檢定濟尋常師範學校及び尋常中學校教科用書

●島田三郎、小池靖一、故末廣重恭、三君批評 ●田口卯吉君著

支那開化小史

菊一冊 價郵稅共金七拾錢
全一冊 綴

此書は支那本部全圖、七國地境圖、漢楚の形勢圖、及び三國分割之形勢圖、等を挿入し支那開關より明末に至るまで社會大勢の變遷を記し治亂興敗の原因結果を序述せしものなり

●鑛山局長肥塚龍君序 ●衆議院議員田口卯吉君著

日本之意匠及情交

四六判 定價金拾錢
全一冊 郵送料金貳錢

此書は今日の演劇、音曲、文章、工業、風俗及び情交に於て改良せざる可からざる所あるとを述べたるものなり

●故石川映作君述

紙幣交換始末

四六判 定價金三錢
全一冊 郵稅金貳錢

此書は米伊兩國が紙幣を増發せしより兌換を行ひたる後迄二國に發せし經濟の現象を詳記せる者也

●米國哲學博士ラルネツト君述 ●同志社教授浮田和民君譯

版四 經濟學之原理

四六判 全一冊

價郵稅共金五拾錢

此書の著者ラルネツト氏は米國エール大學故總長ウルツの高弟にして十八年間京都同志社に於て經濟學を教授せらるゝ學士なり氏の經濟學上に於ける意見は正に是れ舊派にも遍せず新派にも僻せず公平中正の主義を取るものにして此書は特に日本學生の爲に著述せられ其列舉する所の事實専ら日本の實例に係るものなれば我邦に於て經濟學を學ばんとする者には最も便益なるものとす

●衆議院議員田口卯吉君序 ●片山平三郎君譯

寶氏經濟夜話

四六判 全一冊

定價金拾五錢 郵送料金四錢

右は米國有名の經濟學者フオーセツト氏の夫人が童蒙婦女に解し易き様繪畫を入れて朝比奈巡島記の如き面白き島物語を以て自由貿易主義なる經濟の大意を解きたる書也

●大島貞益君譯

日奔 斯著 貨幣說 版三

四六判 全一冊 本綴

價郵稅共金四拾錢

本書の論ずる所は貨幣の起原及び其沿革、歐洲諸國の幣制、單複本位の爭等より紙幣の必要、其發行の諸準備法、銀行手形の原理、紙幣手形の濫發より來る恐慌の救正法等に至り貨幣の疑問に於て細大遺す所なき良書なり

●英國博士ケインズ著 ●衆議院議員伴直之助君譯 ●衆議院議員田口卯吉君校閱
●故文學博士中村正直君及會計検査院部長大野直輔君序 ●文學士濱田健次郎君跋

訂正 再版 經濟要義

四六判 全一冊 本綴

價郵稅共金四拾錢

パソポットの評に曰く「該書は經濟學の用る推論法の種類を説き又經濟學が物理學と心理學とに對して有する關係を論ずるに於ては全く先人の所説に優れり」と、以て此書の價直を知るべし

●衆議院議員伴直之助君序 ●衆議院議員田口卯吉君著

續 經濟策

四六判 全一冊

布表紙價郵稅共七十錢 紙表紙價郵稅共五十錢

右は現時日本の財政、銀行、商業及び其他の制度に關し主義の誤まれるを駁し且改良の方法を述べたるものにして既に其論旨の行はれたるもの極めて多き書なり

●法學士持地六三郎君譯述●乘竹孝太郎君跋

經濟學評論

四六判 全一冊

價郵稅共金拾五錢

右は米國エドワード、クラーク、ラント氏の著にして現時經濟學が世人の不信用を蒙る状態より説き起し其原因を説明し舊學派の方法を畧述し次に新學派の論旨を逐次查察し終に現今經濟學者は研究方注の論争を止めて専ら目下切迫する幾多經濟界の實際問題の解釋に従事すべしと論決せるものなり

●衆議院議員田口卯吉君著

再版 史海日本之部 第一

菊一冊 全一冊

價郵稅共金三拾錢

此書は史海第一卷より第九卷までに掲載せし日本の部を編纂したるものなり

●衆議院議員田口卯吉君著

新版 史海日本之部 第二

菊一冊 全一冊

價郵稅共金五拾錢

此書は史海第十卷より第廿七卷までに掲載せし日本の部を編纂したるものなり

●法制局參事官小池靖一君譯述●杉中利平次君筆記

再版 英國金融事情

四六判 全一冊

價郵稅共金三拾錢

右は原名「ロムバート、ストリート」と題し倫敦經濟雜誌記者故ウォルトル、ベイショット氏がロムバート街の實況に就き英國金融の事情を詳述し英蘭銀行仕組の脆弱なる點を指摘して之を痛論し且自家の考案を述べて之を救済するの策を立つるものにして議論痛快事理明瞭頗る世の高評を博したる書也

●衆議院議員田口卯吉君著

自由交易 日本經濟論

三版

四六判 全一冊

定價金貳拾錢 郵送料金四錢

此書は最初に自由貿易の眞理を闡明し、保護稅の弊を駁撃し、遂に現時日本を繁榮ならしむるは自由交易にあるとを論述したるものなり

●故精軒植田榮君著

日本森林小言

四六判 全一冊

定價金三錢 郵稅金二錢

此書は森林の粗生産、氣候、流水、地質に及ぼす影響大なる所以を説き次に我邦林政の陵夷して振はざる所以を論し終に之を救ふの策を概論せしものなり

●英國マクレオッド原著 ●故金谷昭君譯述

哲 理 銀 行 論

四六判 全一冊 本 價郵稅共金七拾五錢

此書は銀行學、用語、釋義、價格、鑄貨、信約、銀行の原理、爲換、銀行業務等を哲理に基き實際に徴して簡約に而かも明晰に論述せしものにして銀行學を研究するには最も適切なる者也

●松本邁君譯述

銀 行 事 務 法 例

四六判 全一冊 定價金廿五錢 郵送料金四錢

右は有名なる大英國スミス氏の原著にして英國銀行並に其他諸銀行の組織、性質、事務の大概及び其法律、慣習、實際の要旨を説き其間小切手の作用、交換の方法等を論ずる者なり

●男爵楠本正隆君序 ●衆議院議員伴直之助君著

東 京 市 水 道 改 良 意 見

四六判 全一冊 定價金八錢 郵稅金貳錢

右は本市百三十萬人の安危休戚に大關係ある給水排水の事を切論せる時事論文なり

●前日本銀行總裁富田鐵之助君題字 ●丹羽豊七君編纂

英 國 バ ッ タ の 跡 形

四六判 全一冊 定價金貳拾錢 郵送料金貳錢

本書は英國金融の由來を摘譯編纂したるものにして付するに詳明なる英國に於ける五十年間金利高低の表を以てせり

●海野力太郎君著

野 線 學

四六判 全一冊 本 定價金廿五錢 郵稅金四錢

右は海野力太郎君の創始に係る一種の新學派にして各種の野線を施して世間百般の記事を分明ならしむるの方法を詳論せるものなり

●米國ハスエル氏原著 ●海野力太郎君編述

元 帳 一 切 の 圖

彩色摺 全一枚 定價金三錢 郵稅金貳錢

右は元帳一切の法を細かに圖解したる米國有名の原著「バランス、チャート」を翻譯したるものなれば簿記を學ぶ者には甚だ有益の表なり

●文部省檢定濟高等小學校教科用書

●日本銀行副支配人藤尾録郎君著 ●衆議院議員田口卯吉君序

實地 應書 **家計簿記法** 菊一判 定價金貳拾錢 全一冊 郵送料金四錢

此書は唯朝夕數字をだに記入せば一家の出納細大漏さず之を明にするを得せしむるものにして公私の學校生徒は固より官吏會社員農工商に論なく凡そ一家を經營する者は必ず購讀すべきの要書なり

●文部省檢定濟高等小學校教科用書

●日本銀行副支配人藤尾録郎君著

實地 應用 **家計簿記法例題** 四六判 定價金拾錢 全一冊 郵送料金貳錢

右は前書家計簿記法に據り記入法と習學せんとする者の爲に例題を設けて其標準を示したるものなり

●日 記 帳 價金六錢 郵税金貳錢

●元 帳 價金六錢 郵税金貳錢

●賄費仕拂帳 價金拾壹錢 郵税金四錢

但右三帳簿をひと纏めになす時は郵税六錢

右は前書家計簿記法を實用なされ候方は勿論又同法例題により簿記法を習學なされ候女學生諸君其他一般に簿記を習熟せられんとする方々の御便利の爲めに調製せしものにして此三帳簿あれば一家の經濟を容易に整理し得べく若くは容易に家計簿記法を習熟することを得べき極めて重寶なる帳簿なり

●衆議院議員伴直之助君編

英 文 **日光案内** 四六判 定價金拾五錢 全一冊 郵税金貳錢

此書は日光山境内及東京日光間鐵道細圖を挿入し詳細に日光の勝地を解示したるものにて日光諸山の海面よりの高さ何尺と云ふまで分る面白くして有益の袖珍書なり

●衆議院議員田口卯吉君閱 ●鹽島仁吉君編

日清戰史

四六判 全八冊

價郵稅共金七拾錢

此書は日清戰爭に關する一切の事項を歴史的に記述し、之に評論を加へたるものなり

●經濟雜誌社編纂

群書類從假名目録

四六判 全一冊

價郵稅共金十錢

此書は群書類從の書目一千二百七十種の頭字を五十音に排列して以て索引に便ならしめたるものなり

●英國モングレンジアン原著 ●故嵯峨正作君譯述

英國自由保護兩黨活劇史

四六判 全一冊

定價金五拾五錢 郵稅金四錢

此書は當十九世紀の初より英國に穀物條例なる者あり大に勢力を有せしかは遂に國內に之を不可とする者之を可とする者との兩黨派を現出し各々論陣を張り激論烈争せし顛末を記せしものなり

- 伯爵松方正義君、子爵渡邊昇君題字 ●男爵花房義質君題言
- 安川繁成君、石橋重朝君序 ●故男爵川田小一郎君、故中井弘君序
- 故櫻洲山人中井弘君校閱 ●細川雄二郎君編纂

日本財政總覽

國庫財政編表之部

大本定價七圓 全三冊 假假綴金六圓五十錢

本書は我國財政上の一大寶典にして明治年間統計的著述中の巨擘たる事は已に公評の存する所なり苟も經濟國民の術を講ぜんと欲する所の者は此書に據らして將た何に由てか之を求めん

- 前大藏大臣子爵渡邊國武君題字 ●前大藏大臣秘書官谷謙一郎君序
- 鼎軒田口卯吉君序 ●故櫻洲山人中井弘君、細川雄二郎君解疏

明治財政要鑑

菊一判 全一冊

定價金六拾錢 郵送料金四錢

本書は前渡邊大藏大臣閣下の起草に係る廿三年間財政の結果と題するもの又日本の財政と稱せし二章を解疏せし者にして我國財政上の要領を較計し且剩餘金の精數等を示せり苟も志あるものは日本財政總覽と共に坐右欠く可らざる珍書也

●衆議院議員田口卯吉君著

居留地制度、内地雜居

四六判
全一冊

價郵稅共金六錢

右は曩日非内地雜居論大に起り再び條約改正を遅延せんとするの傾向ありし時に方
り田口君之を憂ひて草せしものなり

●鹽島仁吉君纂譯 ●精巧なる肖像入

泰西經濟學者列傳

四六判
全一冊
本綴

價郵稅共金卅五錢

故の倫敦經濟雜誌記者ベーンホット曰くアダムスミスの履歴を知るにあらざれば以て
其著富國論を解す可らずと嗚呼何ぞ獨り富國論のみならんや諸家の經濟書亦多くは然
るなり今や經濟學大に流行し泰西諸家の經濟書續々邦文に翻譯せられたりと雖も未だ
諸家の傳を記述せるものなし是れ此書を發行する所以なり

●子爵渡邊國武君批評 ●鼎軒田口卯吉君序歌 ●芳賀八彌君著

十九世紀人物之標準 附容貌論

四六判
全一冊

定價金拾五錢
郵送料金四錢

本書は現今十九世紀の社會に於ける豪傑其の人の定義を下だし之れが細則を立て立證
するに容貌論を以てし之れが實例として本邦徳川家康、豊臣秀吉、織田信長、伊達政
宗、泰西ウエリントン以下十三傑の肖像明確なるものを以て

●全權公使林董君及秀英舍長佐久間貞一君序 ●故吹田鯛六君譯

勞働問題

四六判
全一冊

價郵稅共金三拾錢

此書は英國の經濟博士シェアマンズ氏が其の得意の論法を以て勞働問題を論ずるに立法
の原理よりして國家の之に干渉すべき範圍を確定し之に關する法律の利害を明白なら
しめ職工社會の境遇を改良する所以の方策を講じたるものなれば身、立法の局に當る
の人々は勿論苟も工業の利害に關係を有する人々は一讀すべき價值あるものなり

●嘉納治五郎君、小池靖一君、田口卯吉君序 ●桑原啓一君纂譯

新編希臘歴史

菊一冊
全一冊

價郵税共金壹圓卅錢

希臘は嘗に歐洲文明の起源たるのみならず實に名士の淵藪なり美人、英雄、詩人、辯士、學者及び技術家の徒輩出して各其長技を演じ茲に空前絶後の大奇觀を呈出し其事實神史小説よりも奇なり、本書は其大奇觀を叙するに流暢明快にして趣味ある筆を以てし且精緻挿畫あり故に一般讀者は云ふに及ばず諸學校の教鮮明なる員及び生徒の參考書として必要有益の書なり

●文科大學教授島田重禮先生序 ●横瀬貞君輯

近世名家碑文集

全四六判
本一冊

價郵税共金七拾錢

前賢の正確なる性行履歷を知るは碑文に若くなし近古文教隆盛の運を闡き今日の開明を胚胎せるは實に本書收むる所の前賢の力によるものなり書中録する所の名賢後藤芝山より中村敬宇に至る無慮二百人、其德行其學識並に當時の學政教育の方法以て詳に見るべし而して其碑銘墓碣たるや各々名家の選に成るものなり以て旁ら詞藻を賞し修辭を學ぶの資に供すべし世の歴史家教育家及び操觚の士座右一日も缺く可らざるの良書なり

●衆議院議員田口卯吉君序 ●相馬愛藏君著

蠶種製造論

全四六判
本一冊

價郵税共金三拾錢

蠶業に關する著書三百部然れども未だ一の良種を得るの理を講述せし者なし著者深く之を慨し苦心六年漸く効果を得、長野、群馬、福島、北海道の各地を巡り之を故老先輩に諮るに皆其説に感ぜざるものなし爰に初て此著あり其青白種に關する新説の如きは蓋し大に世を驚かすものあらん

●帝國財政革新會編輯

帝國財政革新論綱

全四六判
本一冊

價郵税共金拾錢

此書は帝國財政革新會より朝野の政治家に贈れる書牘並に其廢止輕減せんと欲する租稅、郵便稅、鐵道貨金の論文を編纂したるものにして苛稅の人民を苦め、國産を害する事情明晰にして之を掌に指すが如し嗚呼當世の財政を談せんと欲するもの豈に一讀せざるべけんや